

酒田市総合計画

平成19年8月10日

酒田市総合計画審議会

目 次

I 序

1 総合計画の意義	6
2 総合計画の期間	6
3 総合計画の構成	6

II 本 編

1 私たちを取り巻く時代の流れ	8
2 基本理念	10
3 都市の将来像	10
4 体系図（基本理念、都市の将来像、施策の大綱、重点プロジェクト）	11
5 施策の大綱	

第1章 公益の心を育むまち

～ 豊かな個性を創造し、公益の心を育むまちへ ～

第1節 明日を担う心豊かな人づくり	12
（1）幼児教育の充実	12
（2）小中学校教育の充実	12
（3）高等学校教育の充実	13
第2節 世代を超えて学びあうまちづくり	13
（1）生涯学習の充実	14
（2）図書館活動の充実	14
第3節 生涯スポーツで明るく健やかなまちづくり	14
（1）スポーツの普及拡大	15
第4節 歴史と芸術に育まれた文化のまちづくり	15
（1）芸術文化の振興	15
（2）歴史、文化遺産の保存と活用	15
第5節 公益が広がる大学まちづくり	16
（1）大学と地域の連携強化	16

第2章 元気があふれるまち

～ 保健、医療、福祉が連携し、健康の喜びがあふれるまちへ ～

第1節 健康で元気に暮らせるまちづくり	17
（1）保健活動の充実	17
（2）地域医療の連携と充実	18
（3）国民健康保険等の充実	18
第2節 地域で支え合う福祉のまちづくり	18
（1）地域福祉の充実	19
（2）高齢者福祉の充実	19
（3）障がい者福祉の充実	19
（4）児童福祉の充実	20

第3章 地域力が高いまち	21
～ 市民と行政の協働により、ぬくもりあるまちへ ～	
第1節 地域が育んできた力を生かすまちづくり	21
(1) 地域コミュニティの振興	21
(2) 中山間地域の振興	21
(3) 飛島の振興	22
第2節 共に築く交流ネットワークづくり	22
(1) 市民活動支援、市民相談の充実	22
(2) 男女共同参画社会の推進	23
(3) 国際交流、国内交流の推進	23
第4章 安全と安心を実感できるまち	24
～ 安全と安心を実感し、自然環境を未来につなぐまちへ ～	
第1節 安心して暮らせるまちづくり	24
(1) 消防、救急、救助の充実	24
(2) 防災（災害対策、治山治水）体制の充実	24
(3) 防犯、交通安全対策の充実	25
第2節 自然と共生し環境を保全するまちづくり.....	26
(1) 環境共生し、社会の実現	26
(2) 廃棄物対策の推進	26
(3) 斎場、霊園施設の整備	26
第5章 潤いと美しさが広がるまち	27
～ 快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ ～	
第1節 快適で機能的なまちづくり	27
(1) 安全で安心な上下水道の整備	27
(2) 良質な居住環境の整備	27
(3) コンパクトで交流の広がるまちづくり	28
第2節 美しさにあふれるまちづくり	28
(1) 公園都市構想の推進	28
(2) 美しい景観づくり	29
(3) 潤いのある公園整備	29
第6章 賑わいと活力に満ちたまち	30
～ 地域を支える産業が総合力を発揮し、活力のみなぎるまちへ ～	
第1節 特色ある農林水産業の振興	30
(1) 自立した農業経営の確立と地域資源の保全、向上.....	30
(2) 地域循環型林業の振興と環境保全	32

(3) つくり育てる漁業の振興	32
第2節 地域活力を支える工業の振興	33
(1) 地域産業の活性化	33
(2) 企業誘致の推進	34
第3節 個性と魅力にあふれる商業の振興	34
(1) 商業活動の活性化	34
第4節 地域資源を生かした観光の振興	35
(1) 観光資源の充実	35
(2) 観光資源の活用	36
第5節 雇用の安定と働きやすい環境づくり	36
(1) 雇用の安定対策	36
(2) 労働環境の改善	37

第7章 明日を拓く交流のまち

～ 交通基盤のネットワーク化により、交流が拡大するまちへ ～

第1節 世界に拓がる国際公益拠点港の整備	38
(1) 酒田港の機能充実	38
(2) 酒田港の利用促進	39
第2節 地域活力を高める高速交通網の整備	39
(1) 高速道路等の整備促進	39
(2) 交流拠点となる庄内空港の整備	40
(3) 地域間交流を活発化する鉄道の整備	40
第3節 生活基盤となる交通ネットワークの整備	40
(1) 道路交通網の整備充実	40
(2) 市民交通の充実	41

第8章 市民のための質の高い行財政運営

～ 市民に開かれた効率的で効果的な行財政運営を進めるまちへ ～

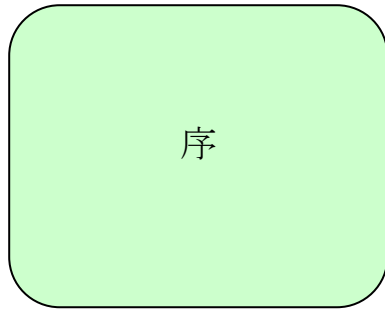
第1節 質の高い行財政運営の推進	42
(1) 行財政改革の推進と行政運営	42
(2) 安定した財政基盤の確立	42
第2節 市民と共に歩む行政の推進	43
(1) 市政への市民参加の促進	43
(2) 透明性の高い行政の推進	43
第3節 効率的で効果的な広域行政体制の充実	43
(1) 広域行政の充実	43

6 重点プロジェクト

雇用創造 ～賑わいと活力、雇用を生み出す産業の創造～

重点施策1) 地域を支える基盤づくり	45
--------------------	----

重点施策 2)	賑わいをもたらす観光の産業化	46
重点施策 3)	魅力あふれる農林水産業の振興	47
重点施策 4)	自立した職業生活を営む安定雇用の推進	48
重点施策 5)	海運のネットワーク化と物流と人流の拠点づくり	49
重点施策 6)	高速交通網のネットワーク化	50
市民元氣	～少子高齢化対策と協働社会の創造～	52
重点施策 1)	子どもを産み育てやすい環境づくり	52
重点施策 2)	いつまでも、いきいきと暮らせる健康地域づくり	53
重点施策 3)	協働のまちづくり	54
個性創造	～公益の心と個性あふれる人、地域の創造～	56
重点施策 1)	未来に向かう酒田っ子の育成	56
重点施策 2)	生涯学習と生涯スポーツを通じた人づくり、まちづくり	57
重点施策 3)	歴史と文化が織りなす人づくり、まちづくり	58
まち快適	～美しく暮らしやすい安全で安心なまちの創造～	60
重点施策 1)	公園都市構想の推進	60
重点施策 2)	美しい景観づくり	61
重点施策 3)	災害に強い安全で安心なまちづくり	61
重点施策 4)	みんなでつくる循環型社会	63
7	基本指標 (1) 人口フレーム(推計)	64
	(2) 財政運営の方針	64
8	土地利用構想	66
Ⅲ	計画推進のために	72



1 序

1 総合計画の意義

少子高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化が一層進展するなど地方自治体を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。多様化する社会や市民ニーズに応え、本市の将来を見据えて多くの課題に的確かつ計画的に対応していく必要があります。

平成17年11月1日に酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併し、新酒田市が誕生しました。本計画は、合併にあたり作成した「新市建設計画」を尊重し、新時代にふさわしいまちづくりの方向性を示すものであり、市民共有の指針として策定するものです。

また、本市の向うべき方向性、地域の魅力と特性を全国に知らしめることにより、交流を拡大させ、企業進出、定住、移住を促進し本市発展の礎を築くものです。

2 総合計画の期間

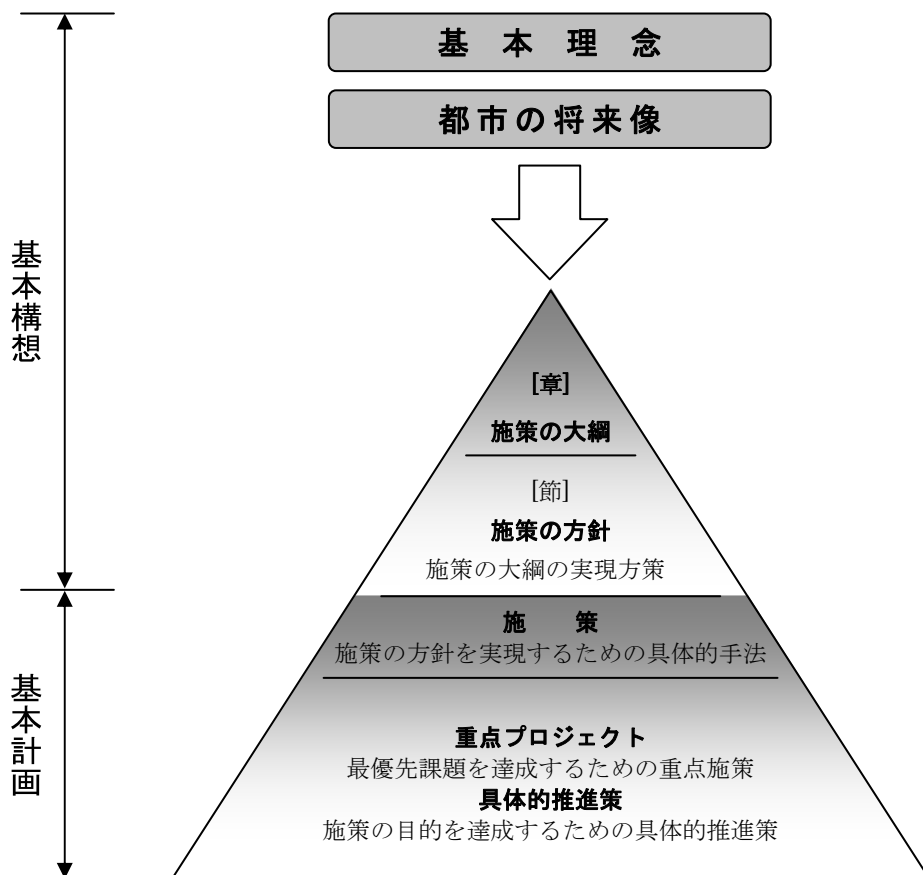
計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

3 総合計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画で構成します。

■基本構想 基本的な理念を明らかにし、都市の将来像を示すとともに、将来像を実現するために「施策の大綱」(章)と「施策の方針」(節)を定め、本市の目指すべき方向性を示します。

■基本計画 基本構想で示した目指すべき方向性に基づき、具体的な「施策」を明らかにし、行政運営を総合的かつ計画的に実施するための具体的手法、推進策を示します。「施策の方針」(節)ごとに記載している「施策」以下の部分です。



本 編

II 本 編

1 私たちを取り巻く時代の流れ

① 人口減少社会（人口減少・少子高齢社会）

日本の総人口は、平成16年12月をピークとして、増加から減少に転じ、今後も減少が続くと予測されています。本市においても、出生数の減少と高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少といった人口構造の大きな変化により、社会全体の活力低下が心配されています。安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、高齢者を支える仕組みづくりや保健、医療、福祉サービスの充実など、新しい体制づくりが求められています。

② 安全、安心社会（災害・事故・犯罪・食・疾病・心）

阪神・淡路大震災や新潟中越地震、能登半島地震、新潟中越沖地震などの大きな災害を契機として、全国的にも防災意識が高まっており、都市部だけでなく、中山間地域や沿岸地域でも防災機能の充実が求められています。

また、複雑多様化する事故や犯罪を未然に防ぐとともに、急病時の救急医療体制の充実や身近に高度医療を受けられる体制づくりなど、安全で安心に暮らすためのネットワークの確保が必要とされています。

一方、生活が快適で便利になるにしたがって、危険性も多様化しています。輸入食品や加工食品が一般家庭に広く受け入れられるようになってきたことから、残留農薬や食品の不正表示などに関連して、食の安全と安心についても関心が集まっています。

さらに、ストレスにより、うつ病などにかかる人は年代に関係なく増加傾向にあり、心の健康や心のケアにも大きな関心が寄せられています。

③ 多様化社会（価値観・協働・コミュニティ）

「もの」から「心」への指向が一層強まり、自分らしく豊かでより質の高いライフスタイルが注目されています。学習ニーズの高まりとともに、個々が持つ知識や経験を地域活動やボランティア活動などに役立てたいと考える人が増えています。

また、市民ニーズが多様化、複雑化し、行政とコミュニティ¹、NPO法人²などが連携、協働して新しい公共のあり方を追求することが求められています。特にコミュニティの重要性が高まっており、地域の特性を十分に生かしながら、市民の主体的な地域づくりを進めることが求められています。

④ 環境共生社会（自然環境・地球環境・地域資源）

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模で環境問題を深刻化させています。人と自然との共生を図りながら、かけがえのない自然を守り、環境にやさしいライフスタイルを実践していく必要があります。

また、豊かな自然や風景など、これまで培われてきた地域資源を保全し、後世に残し伝えていくことにより、持続的に発展する地域づくりが必要となっています。

⑤ 産業構造変革社会（技術力・新分野・雇用）

第一次産業は、従事者の高齢化と減少が深刻となっており、後継者の確保と育成が課題となって

¹ コミュニティ：同じ地域に居住して利害を共にし、政治、経済、風俗などにおいて深く結びついている地域社会のことで、地域住民の相互性を強調する場合、地域コミュニティということも多い。

² NPO法人：広くは非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。また、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体を指す。

います。また、食料自給率の低下を懸念する声や食料の安全性、循環型農業への関心が高まっており、認定農業者³と集落営農⁴を主体とする効率的かつ安定的な農業経営体づくりや農産物の生産、農林水産物の加工や販売を含めた高次産業化が求められています。

第二次産業は、生産拠点の海外移転による産業の空洞化が進む中で、商業やサービス産業を牽引し、経済を実体面から支える製造業の重要性が再認識されています。産業経済の国際的な競争力を高めていくためには、専門的な技術やその蓄積を継承し、新しいビジネスや産業を生み出す必要があります。

第三次産業は、情報技術の発展、規制緩和、消費者ニーズの多様化などを背景として、サービス業を中心に就業者が増加しています。

産業構造が変化する中で、第一次産業や第二次産業での雇用の確保が必要となっており、雇いを創出することが喫緊の課題となっています。

そのような中で、ニートやフリーター⁵の増加が進んでおり、若者の職業意識啓発、職業訓練等を実施し、若年者雇いを拡大するとともに、女性の社会参加を促進し、高齢者の豊富な知識や経験を活用することも重要となっています。

また、非正規雇用の増加により、正規雇用者中心の雇用形態に大きな変化が表れています。正規雇用者と非正規雇用者との処遇の格差が新たな社会問題となっており、その是正が求められています。

⑥ グローバル社会（国際化・情報化・交通基盤）

国境を越えた社会、経済活動が活発化し、人や物、資本に加えて、情報の交流が世界的規模で広がっています。交通基盤の整備は、国際間、地域間の交流を活発化させてきました。また、ICT⁶技術の開発やパソコン、携帯電話などの端末機器の普及によって、ユビキタス⁷社会の到来が目前となっています。時間や場所、人を選ばずに、容易にコミュニケーションをしたり、多様な情報を入手したりすることが可能となり、人々の意識や感性そのものの境界がなくなってきました。一方、個人情報保護など情報の取り扱いについての意識改革が必要となっています。

また、外国人居住者や年々増加を続ける外国人との相互理解を図るとともに、地域や市民による国際交流への取り組みを促進することも大切になっています。

⑦ 分権社会（自立・地域間競争・行財政改革）

国と地方の財政状況が厳しさを増す中、自治体には効率的かつ効果的な行政運営による自立性と地域の特徴を生かした独自性が求められています。また、地方分権の進展により、自己決定、自己責任の原則のもと、知恵と工夫を競う地域間競争の時代を迎えており、地域の特徴を十分に生かした地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが求められています。

³ 認定農業者：農業の担い手として、市町村が農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者。

⁴ 集落営農：集落を単位として、農業生産過程において、全部又は一部についての共同化、統一化に関する合意の下に実施される営農。

⁵ ニートやフリーター：ニートとは、通学せず、独身で、働く意欲のない若者を示しているのに対して、アルバイトやパートとして働く若者をフリーターと呼んでいる。

⁶ ICT：情報通信技術を示すITにコミュニケーションを加えた概念。

⁷ ユビキタス：生活環境の中にコンピュータとネットワークが組み込まれ、利用者はコンピュータの所在を意識することなく、コンピュータの機能を利用できる環境のこと。

2 基本理念

私たちは、多くの資源、魅力を融合し、新たに船出しました。

先人たちから受け継いできた歴史、文化、自然を大切に、全市民の英知を結集し、夢と希望にあふれる明日へ向かいます。

すべての市民〔人〕が、酒田で生活することに希望と誇りが持てるように、地域〔ふるさと〕の中で、恵みである資源を最大限に生かしながら、国内外に情報を発信し続け、人々の笑顔が通いあう〔交流〕まちを創ります。

心豊かに健やかで未来に向かうまちづくり 〔 人 〕

▽子どもたちが、公益の心を持ち、知、徳、体、すべての面で大きく成長するまちづくりを推進します。

▽若者が、夢を実現でき、活躍の場が広がるまちづくりを推進します。

▽すべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

誇りと信頼にあふれる協働のまちづくり 〔ふるさと〕

▽酒田を愛し、ふるさとに自信と誇りを持ち続けるまちづくりを推進します。

▽市民、地域、行政が強い信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進します。

▽地域コミュニティの輪を広げ、喜びと安心にあふれるまちづくりを推進します。

創造が世界に広がる活力あるまちづくり 〔 交流 〕

▽豊かな自然と美しい景観を保全、形成し、人々が笑顔で行き交うまちづくりを推進します。

▽市民の創造力と地域の総合力を生かし、産業が大きく発展するまちづくりを推進します。

▽世界に向けて情報発信し、交流が広がるまちづくりを推進します。

3 都市の将来像

「人」「ふるさと」「交流」が奏でるシンフォニー

人いきいき まち快適 未来創造都市 酒田

4 体系図（基本理念、都市の将来像、施策の大綱、重点プロジェクト）



5 施策の大綱

第1章 公益の心を育むまち

～ 豊かな個性を創造し、公益の心を育むまちへ ～

生活が多様化した現代社会において、経済優先から生活優先、「もの」から「心」への指向が強まっています。本市は古くから本間家三代当主、本間光丘の植林活動に代表される公益のふるさととして、その志を現在に伝えています。地域づくりは人づくりからであり、これからも他を思いやり、社会のために役立つとする「公益の心」を大切に、心身ともに健やかで心豊かな人づくりを推進します。

地域で長年培われてきた歴史や文化を大切に、個性あるまちづくりと「いつでも」「どこでも」「だれでも」生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動に親しめるまちづくりを進めます。

東北公益文科大学等の高等教育機関と連携し、まちづくりの課題について調査、研究を行い、市民、地域が一体となって大学まちづくりを推進します。

第1節 明日を担う心豊かな人づくり

[施策の方針]

少子化や核家族化など、子どもたちが育つ環境が変化する中、いじめや不登校、子どもたちが巻き込まれる事件などが社会問題になっています。本市の明日を担う子どもたちが、安全に安心して心豊かにたくましく成長する姿は、すべての市民の願いです。家庭、学校、地域が連携し、「いのち」「まなび」「かかわり」の教育を推進することで、健やかな体と心を持ち、自立し、「公益の心」を持って社会に貢献できる人材を育成します。

[施策]

(1) 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎をつくる、とても大切な時期です。子どもたちの確かな成長に向けて、幼稚園や保育園における学びの充実を図るとともに、小学校も一体となって指導者の研修や情報交換、体験入学などを行うことにより、一貫して成長を支えることができる教育を推進します。

また、近年、子どもの体力と運動能力の低下が全国的に問題となっており、これに対応するため体系的なプログラムを導入し、幼児期からの基礎的な運動能力の発達を促します。

① 幼児期における健やかな成長

- ・ 幼稚園、保育園、小学校の連携強化
- ・ 体力向上対策の推進

(2) 小中学校教育の充実

子どもたちが確かな学力を身に着けることができるように、読書活動の推進や少人数指導など学習指導の充実に努めます。生活体験、自然体験、国内外交流、職場体験などの体験学習活動を充実し、自ら興味を持って学ぶ力や他を思いやる「公益の心」を育みます。また、地域の特色や人を生かし、子どもの個性を地域ぐるみで伸ばす教育を推進するため、家庭、学校、地域が一体となって教育活動の充実に努めます。

少子化の影響により生徒数が減少する中、学校の適正な規模を確保し、教育環境と学校活力を維持するため、地域と十分に話し合いをしながら学区改編や統合再編を進めます。

軽度発達障がいなど多様化する特別支援教育⁸の充実が図られるように、一人ひとりのニーズに応じた指導を行うとともに、児童生徒の悩みや不登校などへ適切に対応するため、スクールカウ

⁸ 特別支援教育：従来の特殊教育の対象障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由など）だけでなく、注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）、学習障がい（LD）などの軽度発達障がいも含めて、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援教育。

ンセラーなどを配置し、子どもたちの心に寄り添った教育相談体制を充実します。また、安全で健康な生活が送れるよう望ましい食生活を身につけることや、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないように見守り隊活動への支援、安全マップの作成と危険個所の改善に努め、安全安心教育を推進します。

さらに、学校施設の計画的な整備を進め、快適な教育環境を築きます。

①教育活動の充実

- ・確かな学力の向上
- ・体験学習の充実
- ・読書活動の推進
- ・道徳教育の充実
- ・特色ある学校づくりの推進
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・小中一貫した教育の充実
- ・外国語教育の充実

②学校規模の適正化

- ・学区改編および統合再編の検討、実施

③特別支援教育の充実

- ・一人ひとりのニーズに応じた支援の充実
- ・特別支援学校の整備促進

④教育相談体制等の充実

⑤安全安心教育の充実

- ・食に関する学習の充実
- ・地域と連携した安全指導の充実
- ・青少年健全育成活動の推進

⑥教職員の指導力と資質の向上

- ・教職員研修の充実

⑦学校教育施設の充実

- ・校舎、体育館などの計画的な整備
- ・学校施設の耐震化の推進
- ・情報教育環境の充実

(3) 高等学校教育の充実

地域の特性を踏まえた教育ができる環境の整備を促進するとともに、生徒一人ひとりの進学、就職など多様な進路希望や、情報化社会の進展などに対応した教育内容の充実に努めます。

①充実した県立高等学校の再編促進

- ・総合選択制⁹を取り入れた新高校の教育環境の整備促進

②中央高等学校教育の充実

- ・教育活動の充実
- ・新高校への円滑な統合

第2節 世代を超えて学びあうまちづくり

[施策の方針]

生活意識や価値観が多様化する中、生涯にわたり充実した心豊かな生活を送るため、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動や公益活動に参加でき、気軽に交流が深められる環境整備を進め

⁹ 総合選択制：普通科と商業科、工業科、情報科など、複数の異なる学科を併設し、所属する学科の学習を重点的に行いながら、学科の枠を越えて選択して学習できる制度。幅広い科目の開設により、進学や就職など多様な生徒の進路希望に対応できる。

ます。また、学習活動を通じて得た知識や成果を地域や社会に還元できる人づくりに努め、交流の広がりにより、いきいきとした活力あるまちづくりを進めます。

(1) 生涯学習の充実

生涯学習活動や講座の企画運営などに誰もが携わることができるように、情報の提供や相談体制を充実します。世代を超えて交流することや、学習効果をより高いものにするため各年代期に適した学びを推進するとともに、子どもたちが地域でたくましく育つように、家庭、学校、地域が連携し、文化や自然などの体験学習ができる体制の充実を図ります。また、将来のまちづくりや地域リーダーの育成につなげるため地域や東北公益文科大学、生涯学習施設「里仁館」等の教育機関との連携により現代的課題¹⁰や、話題となっている事柄についての学習を推進します。さらに、生涯学習機会の充実に向け施設の計画的な整備を進めます。

①生涯学習機会の充実

- ・生涯学習情報の提供と相談体制の充実
- ・世代間交流と各年代期に適した学びの推進
- ・家庭、学校、地域の連携の推進
- ・生きがいつくり、仲間づくりへの支援の充実
- ・地域や関係団体連携による現代的課題についての学習機会の提供と充実

②生涯学習施設の整備

- ・生涯学習施設の計画的な整備

(2) 図書館活動の充実

市民の図書需要に対応するため、図書資料を体系的に収集、提供していくとともに、本市全体へのサービスを充実するために本館と分館、さらに東北公益文科大学の図書館であるメディアセンターが連携し、インターネットや携帯電話などを活用した新たな貸出し検索システムの充実を図ります。また、乳幼児期から本に親しむことができるように、ブックスタート¹¹や読み聞かせなど、子どもの読書活動の充実を図ります。

光丘文庫とその所蔵資料は、本市の貴重な歴史的遺産として後世に伝えていくため、保全と活用を図ります。

①図書館機能の充実

- ・子ども読書活動の推進
- ・図書館のネットワーク化によるサービスの充実
- ・図書館施設の計画的整備

②光丘文庫の保全と活用

第3節 生涯スポーツで明るく健やかなまちづくり

[施策の方針]

健康や体力づくりへの関心が高まり、多くの市民がさまざまなスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。市民一人ひとりが、生涯の各年代期にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことによって、健康で心豊かな生活が送れるような環境をつくります。また、各種スポーツ大会等を通して交流することにより、明るく活力のある地域づくりを目指すとともに、スポーツ施設の計画的な整備を図ります。

¹⁰現代的課題：まちづくり、少子高齢化、環境問題など社会の急激な変化に対応して人間性豊かな生活を営むために学習する必要のある課題のこと。

¹¹ブックスタート：赤ちゃんのこことばと心を育てるため、親が抱っこをするあたたかさの中で、絵本の内容を優しく語りかけること。

[施策]

(1) スポーツの普及拡大

ひとり1スポーツによる健康増進と体力づくりを推進するため、ウォーキングなど手軽にできる運動の推進と各種施設の整備などスポーツ環境の充実に努めます。また、各年代期に適したスポーツ教室を開催することにより、体力づくりに効果的なスポーツの普及を推進します。さらに本市の地域資源である海、山、川など豊かな自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの普及促進を図ります。

競技スポーツの競技力向上と優秀選手の育成のため、最新の情報と技術に基づいた科学的で合理的な指導方法を修得した指導者を育成し、一貫した指導体制づくりに努めます。総合型地域スポーツクラブについては、地域を中心としたスポーツ活動の活性化を図るため、市民が主体となって、自立した運営や活動ができるように支援します。

①ひとり1スポーツの推進

- ・健康スポーツ・レクリエーションの推進
- ・各年代期に適したスポーツの推進
- ・スポーツ指導者の養成
- ・スポーツ団体等の育成
- ・障がい者スポーツの推進
- ・酒田の自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの普及促進

②競技スポーツへの支援

- ・指導力向上への支援
- ・一貫した指導体制の構築の促進

③総合型地域スポーツクラブの活動支援

④スポーツ施設の整備

- ・スポーツ施設の計画的な整備

第4節 歴史と芸術に育まれた文化のまちづくり

[施策の方針]

文化活動は、自ら創造するだけでなく、交流の広がりにより、心を豊かにし生活に潤いをもたらしてくれます。鑑賞機会の充実や多彩な文化活動ができる環境を整備します。

本市には地域固有の貴重な歴史、文化遺産が多くあり、市民共有の財産として継承し発展させます。

[施策]

(1) 芸術文化の振興

市民の主体的な参加やボランティアなどによる文化活動の活性化、企業による文化活動の促進を図るとともに、芸術文化イベント等を企画運営ができる人材の育成を進めます。

希望ホールでは、質の高い多彩な公演等が開催されています。本市の芸術文化活動の拠点として、今後とも市民ニーズに対応した事業を開催し、全国に発信していきます。また、各文化施設の企画展示の充実と情報発信の強化、連携などにより、更なる芸術文化の振興を図ります。

①芸術文化活動の活性化

- ・自主的な文化活動の促進
- ・市民会館「希望ホール」事業の充実
- ・文化活動を企画運営ができる人材育成
- ・文化施設の企画展示の充実と連携

(2) 歴史、文化遺産の保存と活用

地域の歴史、文化遺産や景観、長年育まれてきた民俗芸能や伝統行事などを保存し、後世に伝え

ます。また、それらを周遊し貴重な文化に触れることができる事業を推進し、地域振興や観光振興を図ります。民俗芸能や伝統行事については、子どもたちをはじめとする後継者の育成や発表の場の提供に努め、保存継承活動を支援します。

- ①民俗芸能、伝統行事への支援
 - ・さかた歴史街道事業の推進
 - ・民俗芸能保存活動等の支援と活用
 - ・伝統行事の保存と活用
- ②文化財の保存と活用
 - ・歴史、文化遺産の計画的な整備と活用
 - ・文化的景観の保全と活用
 - ・埋蔵文化財の保護と展示施設の整備促進

第5節 公益が広がる大学まちづくり

[施策の方針]

価値観や市民ニーズが多様化する現代社会において、個々の利益を超えた「公益」という考え方やそれに基づいた活動が求められています。東北公益文科大学は、「公益」を学問領域とする全国で唯一の大学であり、その理念のもと大学、市民、行政が協働し、さまざまなまちづくりの課題に取り組むことにより、大学まちづくりを推進します。

[施策]

(1) 大学と地域の連携強化

東北公益文科大学は、「公益学」を実践するため、開かれたキャンパスづくりや、地域を題材としたフィールドワークを行っています。こうした活動をさらに充実するため、地域共創センター¹²を拠点に、大学、市民、行政が協働してまちづくりの課題を調査、研究するとともに、NPO法人やボランティアなどの市民活動を支援しながら、大学まちづくりを推進します。

山形県産業技術短期大学校庄内校と連携し、地域産業技術の高度化と国際化の進展に貢献する人材の育成を促進します。

- ①東北公益文科大学との連携
 - ・大学との連携と協働によるまちづくりの推進
 - ・教育研究活動の支援
- ②山形県産業技術短期大学校庄内校との連携

¹²地域共創センター：平成18年4月、東北公益文科大学内に開設され、大学での教育研究の成果を地域に生かしながら地域の人たちや行政と共に、まちづくりや地域課題の解決、地域の活性化を推進するための活動拠点。

第2章 元気があふれるまち

～ 保健、医療、福祉が連携し、健康の喜びがあふれるまちへ ～

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと暮せることは、私たち市民一人ひとりの望みです。健康で生きがいのある生活を継続していくためには、自身の健康づくりや介護予防への取り組みが重要です。保健、医療、福祉が連携し、地域で支え合い元気があふれる環境をつくりまします。

また、子育てをみんなで支えるまちを実現するため、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

第1節 健康で元気に暮らせるまちづくり

[施策の方針]

本市では、疾病による死亡率、特にがんによる死亡率が高くなっているため、市民のがん等検診受診率の向上を図り、早期発見、早期治療により重症化を予防します。また、誰もが健康で生きがいを持ち、元気に生活が送れるように、日ごろの健康づくりや生活習慣の改善を図るとともに、疾病予防等の保健活動を展開し、健康長寿社会の実現を目指します。

国の医療制度改革や地方における医師不足など医療を取り巻く環境が変化する中で、将来的に安定した医療提供ができるように、基幹的病院である市立酒田病院と県立日本海病院を統合再編し、高度医療機能を強化することにより、庄内における地域完結型医療体制を構築します。

[施策]

(1) 保健活動の充実

少子化と核家族化が進む中、健やかに産み育てる健康支援として、相談や健康診査の充実が求められており、妊娠や出産、子育ての悩みや不安を相談できる体制を強化します。

市民の健康診査受診率の向上を図り、疾病による死亡率の低下を目指します。また、**メタボリックシンドローム**¹³に焦点を当てた特定健康診査・特定保健指導を実施し、内臓脂肪型肥満、高血糖、高血圧などの生活習慣病を改善し、糖尿病や動脈硬化などを予防して、心疾患および脳血管疾患の死亡率低下を目指します。さらに、食生活改善活動、ウォーキングなどの日常運動、禁煙、心の健康など、地域や職場における自主的な健康づくりを推進します。

訪問指導を通じた個別支援により、新生児、産婦、障がい者、虚弱高齢者などへの地域保健活動の充実に努めます。

①母子保健の充実

- ・妊娠と出産支援の充実
- ・乳幼児健康診査内容の充実
- ・健康診査後のフォローアップや育児相談会等の充実

②基本健康診査、がん検診受診率の向上

- ・健康診査と保健指導の充実
- ・がん検診の充実と受診率の向上
- ・職域保健と地域保健の連携強化

③生活習慣病の予防強化と健康づくりの推進

- ・メタボリックシンドロームの予防対策の推進
- ・禁煙指導と受動喫煙防止の推進
- ・機能訓練の充実
- ・地域で進める健康づくりの推進
- ・健康づくりボランティア活動の推進

¹³メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常のうち2つ以上を併せ持った状態をいい、動脈硬化を進行させ、心筋こうそくなどの心血管疾患や糖尿病等が併発しやすくなる。

- ・運動習慣の定着の推進
- ・食育の推進に向けた取り組みの推進
- ・精神保健相談の充実

④訪問活動の強化

- ・全新生児訪問による育児支援と保健指導の充実
- ・産後うつ病の早期発見、育児支援、虐待防止の強化
- ・特定高齢者を対象にした訪問型介護予防事業の実施
- ・精神障がいや閉じこもり状態などへの相談および訪問の実施

(2) 地域医療の連携と充実

県立日本海病院と市立酒田病院を統合再編し、救命救急センターの設置等、高度医療機能を強化します。また、二次医療圏¹⁴の中で、急性期¹⁵、亜急性期¹⁶、慢性期¹⁷の病院と診療所（かかりつけ医）の連携を図ります。さらに、介護保険施設や健康センターなどの保健施設との保健、医療、福祉（介護）の連携強化を図ります。

①地域医療の充実

- ・救命救急センターの設置促進
- ・一次救急医療¹⁸と初期小児救急医療体制の充実
- ・看護師養成学校の設置、運営
- ・地域医療体制の充実と市立八幡病院の医療体制の検討
- ・市立酒田病院と県立日本海病院の統合再編と高度医療機能の強化

(3) 国民健康保険等の充実

国民健康保険は、後期高齢者医療制度への支援や高齢化による受診率の上昇により、今後も負担は増加することが予想されます。そのため、保健事業の充実を図るとともに医療費適正化対策に努め、国民健康保険財政の健全運営を図ります。後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な実施を図ります。また、福祉医療は、県と連携し事業の充実を図ります。

①国民健康保険財政の健全運営

- ・医療費適正化対策として保健事業の充実

②後期高齢者医療制度の円滑実施

- ・県後期高齢者医療広域連合との連携強化

③福祉医療の充実

第2節 地域で支え合う福祉のまちづくり

[施策の方針]

すべての人が住み慣れた地域社会の中で、安心して生活を続けていくためには、日常生活を送るうえで困っている人を支える必要があります。

行政が実施する福祉サービスに加え、幅広い市民参加による地域福祉の取り組みを進め、地域で支え合う社会を実現します。

高齢者一人ひとりが豊かに年齢を重ねていくため、また、高齢者を取り巻く生活環境をよりよいものにしていくために地域ケア体制を整備します。

介護を社会全体で支える仕組みとして、定着してきた介護保険制度を健全に運営していくため、

¹⁴二次医療圏：保健との連携のもとで二次医療（おおむね専門性のある外来及び一般入院）サービスを提供する圏域。山形県保健医療計画では、庄内、村山、最上、置賜の4つの医療圏が設定されている。

¹⁵急性期：発症後間もない時期または病状が不安定な時期。

¹⁶亜急性期：急性期から回復、または慢性期への移行途上の時期。

¹⁷慢性期：病状は安定しているが、疾病もしくは障がいを抱え、長期にわたる医療の提供が必要な時期。

¹⁸一次救急医療：患者に最初に接し、診断治療を行う医療。

給付の適正化を推進するとともに計画的に介護サービス基盤を充実します。

障がい者の地域生活と働く環境を支援し、社会参加を進めることにより、自立を促進します。

少子化の進行や児童虐待など、子どもを取り巻く環境が深刻さを増す中、地域における支援組織づくりを進め、地域の育児力を高めます。また、仕事と子育ての両立支援として、子育てに配慮した就労環境の整備を働きかけていきます。今後も少子化の動向や保育需要を見据えながら、本市で生活し、家庭を築き、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

[施策]

(1) 地域福祉の充実

地域に住むすべての人が、いつまでも安全に安心して暮らすことができるように、地域での支え合い、見守りの取り組みをさらに進めます。

また、**地域ケアネットワーク**¹⁹を構築し、思いやりを持って共に支え合うまちづくりを推進します。

①地域福祉活動の充実

- ・酒田市社会福祉協議会との連携強化
- ・学区（地区）社会福祉協議会活動の推進
- ・地域ケアネットワークの構築
- ・地域福祉を総合的にコーディネートする人材育成

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、健康を維持、増進しながら社会参加し、要介護状態にならないように**介護予防重視型システム**²⁰を構築します。また、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域や在宅で生活が維持できるように、地域包括支援センターを中心として、地域、関係団体やボランティア、保健、医療、福祉（介護）の関係機関と共に、地域ケア体制を構築します。

また、介護保険制度は、良質のサービス、一人ひとりの状態に合ったサービスを提供するとともに、健全な運営を行います。

①高齢者福祉の充実

- ・生きがいと健康づくりの推進
- ・介護予防と自立支援サービスの充実
- ・**地域包括支援センター**²¹の充実
- ・地域ケア体制の構築

②介護保険の円滑実施と健全運営

- ・健全な介護保険の運営
- ・介護サービス基盤の充実

(3) 障がい者福祉の充実

障害者基本法および障害者自立支援法の基本的理念のもと、事業者等の障がい者雇用への理解を深めるため、周知に努めて就労の場の確保を図るなど、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がい者が自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

①障がい者福祉の充実

- ・障がい者福祉サービスの充実

¹⁹ **地域ケアネットワーク**：住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉の関係機関、地域の各種団体やボランティア、住民などが連携し地域全体で支え合う仕組み。

²⁰ **介護予防重視型システム**：高齢者の身体状況やレベルに応じて、一貫性、連続性のある介護予防を推進することにより、要支援、要介護状態の発生と悪化を防ぐための総合的な介護予防の仕組み。

²¹ **地域包括支援センター**：保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設。

- ・障がい者社会参加の促進
- ・障がい者雇用の拡大

(4) 児童福祉の充実

子育て支援の充実を図るため、地域のつながりを強め、多世代が参加する子育て応援団の組織づくりを進め、子育ての孤立化を防ぎ、地域の育児力を高めます。また、保育サービスや学童保育所を拡充するとともに、子育てに配慮した就労環境の整備を促進します。さらに関係機関との連携のもとに発達障がいを含む障がい児の早期発見、早期療育や児童虐待防止対策の推進、ひとり親家庭に対する自立のための就労を支援します。

児童福祉施設については、老朽化している保育園の計画的整備を進めるとともに、少子化の動向や保育需要を見据えながら、市立保育園の民営化、統合再編等を行います。

①地域育児力の向上

- ・子育ての負担軽減
- ・地域子育て支援機能の充実
- ・地域子育て応援団の育成

②保育サービスの充実

- ・特別保育事業の充実
- ・地域活動事業の充実
- ・食育の推進

③障がい児に対する支援の充実

- ・障がい児の早期発見、早期療育の実施
- ・はまなし学園の療育機能の充実
- ・障がい児支援サービスの充実

④児童虐待防止と要保護児童対策の充実

- ・未然防止、早期発見対策の充実
- ・CAPプログラム²²の推進
- ・DV²³（ドメスティックバイオレンス）防止対策の推進

⑤ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭に対する就労支援の強化
- ・相談、交流事業の強化

⑥児童福祉施設の整備、統合再編等

- ・学童保育の充実
- ・市立保育園民営化の推進
- ・市立保育園の統合再編
- ・社会福祉法人合併への支援
- ・老朽化している保育園の計画的改築

²² CAPプログラム：CAPは子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）の略。CAPプログラムとは、子どもの人権などについて分かりやすく教え、子どもたちがいじめ、虐待等といったさまざまな暴力に対して何ができるのかを子ども、親、教職員、地域の人たちと学ぶプログラムのこと。

²³ DV：同居関係にある家族から受ける家庭内暴力。

第3章 地域力が高いまち

～ 市民と行政の協働により、ぬくもりあるまちへ ～

市民一人ひとりが主役となって、相互に連帯しながら地域の課題を解決することが求められています。地域全体で支え合い、地域特有の豊かな自然環境や歴史、文化を生かしながら活力あふれる地域を創造します。

また、異文化とふれあいながら相互理解を促進し、地域の発展につなげるため、国内外との交流拡大、ネットワーク化を推進します。

そして市民、地域、行政の協働により、その創意工夫、知恵とアイデアを結集し、個性豊かでぬくもりのある地域社会を築きます。

第1節 地域が育んできた力を生かすまちづくり

[施策の方針]

豊かに育まれてきた地域固有の資源に理解を深め次世代に引き継ぎ、これらの地域資源を生かしながら、地域が支え合い活力ある地域社会の形成を目指します。

中山間地域や飛島地域については、地域環境の違いに配慮しながら、それぞれが抱える特有の課題解決を図るとともに、地域の特色や資源を生かした振興に取り組みます。

[施策]

(1) 地域コミュニティの振興

地域福祉や防災防犯対策、青少年の健全育成など、地域における課題も複雑化、多様化し、従来の行政主導による課題解決が難しくなっています。地域コミュニティと行政が協働して課題解決にあたり、地域が自由な発想の下、主体的に地域づくり活動を推進していきます。また、地域コミュニティ組織の充実、強化を推進するとともに、活動拠点の整備を進め、しっかりと支え合い、いきいきと活動できる地域をつくります。

①地域コミュニティ組織の活性化

- ・地域コミュニティ活動の活性化
- ・地区公民館活動とコミュニティ活動の一本化
- ・地域コミュニティ組織化への支援

②地域コミュニティ施設の整備

③自治会活動の活性化

- ・活動促進、組織強化への支援

(2) 中山間地域の振興

地理的条件が厳しい中山間地域では、若年層の流出と急速な高齢化によって、地域コミュニティ機能を維持することが難しくなっています。公共施設や商店などへの交通機能、デジタルデバイド²⁴、鳥獣、がけ地、豪雪など自然災害に対する安全確保といった中山間地域の課題解決を図ることにより、快適な生活環境づくりを進めます。地域コミュニティ機能が低下しないようNPO法人等市民団体と連携した地域振興を促進します。

また、中山間地域の豊かな地域資源を活用した農林水産業の振興を促進し、林業と木材関連産業の連携や中山間地域特有の観光資源の掘り起こしに努めます。

さらに、里山や山村集落などが持つ、地域特有の豊かな資源を生かした交流を展開することにより、定住と移住受け入れを促進します。

①生活基盤の充実

- ・生活環境の整備

²⁴デジタルデバイド：情報通信技術を受けられないことにより生ずる格差。

- ・交通機関の確保
- ・デジタルデバイトの解消

②産業の振興と交流の促進

- ・地域の資源、特色を生かした地域振興
- ・地域産業の振興
- ・交流の拡大と定住の促進
- ・移住受け入れの検討
- ・市民団体（NPO法人等）と連携した地域振興

（3）飛島の振興

飛島は対馬暖流による温暖な気候にあり、水産資源をはじめとして、渡り鳥やトビシマカンゾウなど貴重な動植物、群島や岩礁などの豊かな自然資源に恵まれています。こうした飛島特有の資源を活用した漁業と観光を振興するとともに、酒田沖海洋深層水を活用した特産品の開発を促進します。

飛島では人口減少と高齢化が進み、若年者が少ない状況にあります。安心して生活できるように定期航路や救急、医療体制などの生活環境を整備します。また、自然観察や自然体験学習、公益実践活動等を通じた島外の団体等との交流を促進することにより、地域の活性化と地域振興を促進します。

①生活基盤の充実

- ・生活環境の整備

②産業の振興と交流の促進

- ・特色を生かした産業の振興
- ・地域資源を生かした観光の振興
- ・交流事業の充実
- ・酒田沖海洋深層水の活用
- ・市民団体（NPO法人等）と連携した地域振興

③定期航路の充実

- ・新たな定期船の建造

第2節 共に築く交流ネットワークづくり

[施策の方針]

人、場所、情報、心をつなぐ交流ネットワークの拡大によって、市民相互の交流を促進するとともに、市民と行政が適切な協力関係を築き、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会を実現します。

また、国内外を問わず、市民自らが積極的に社会参加できるまちづくりを推進し、異なった文化や価値観を持った人々がお互いを受け入れ、尊重し合える社会を築きます。

[施策]

（1）市民活動支援、市民相談の充実

市民活動の裾野を広げるため、関係団体と連携しながら、NPO法人やボランティアなどの自主的、自発的な活動の活発化を促進します。

また、市民相談に関しては、複雑化、悪質化する消費者問題に対処するための窓口業務を拡充するなど相談体制を強化します。

①市民活動（ボランティア、NPO法人）支援の充実

- ・市民活動支援体制の充実
- ・東北公益文科大学地域共創センターとの連携強化
- ・男女の出会いの場づくりへの支援

②市民相談の充実

- ・相談業務の充実
- ・消費生活センターの充実

(2) 男女共同参画社会の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消と女性のエンパワーメント²⁵の促進を図っていく必要があります。性別にとらわれることなく互いに尊重し合い、個性と能力を発揮し、権利も責任も分かち合えるような男女のよりよい協力関係を構築し、男女共同参画社会を実現します。

①男女共同参画社会の実現

- ・性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成
- ・学習機会と情報提供の充実
- ・相談事業の充実
- ・社会参画に対する女性の意識啓発と機運づくり

(3) 国際交流、国内交流の推進

社会経済活動が地球的規模で展開される中、更なる国際理解を深め国際化を推進していくため、交流の拡大を進めていく必要があります。国際交流団体のネットワークを強化するとともに、市民による草の根交流の拡大を図ります。また、国際交流サロンの機能を充実し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進します。

国内諸都市との交流については、連携、応援体制を強化するとともに、アンテナショップなどを活用した特産品の販路拡大と観光情報発信を推進します。

①国際交流活動の活性化

- ・国際交流活動に関するネットワークの構築
- ・国際交流の担い手の育成
- ・国際性豊かな人づくりの推進
- ・市民による草の根交流の拡大
- ・在住外国人が暮らしやすい環境の整備

②国内都市間交流の推進

- ・産業交流の推進
- ・ふるさと会との連携
- ・災害発生時の応援体制の確立

²⁵女性のエンパワーメント：女性の経済的社会的地位の向上をめざして、女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、更には自助、自立して、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくこと。

第4章 安全と安心を実感できるまち

～ 安全と安心を実感し、自然環境を未来につなぐまちへ ～

すべての市民が安全に安心して暮らせることは、まちづくりの根幹となるものです。防災、消防、防犯の施策を総合的に展開するとともに、地域における自主的な活動を充実させることにより、安全と安心がしっかりと実感できるまちをつくります。

また、市民、事業者、行政が一体となり、環境保全や省資源化に取り組み、環境共生社会を実現することにより、かけがえのない地球環境、自然環境を後世に伝えます。

第1節 安心して暮らせるまちづくり

[施策の方針]

本市には、海、山、川など恵まれた自然資源があります。さまざまな自然災害から尊い市民の生命と財産を守るため、防災対策を総合的に推進するとともに、消防、救急体制を拡充し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地域の安全、安心を確保するためには、関係機関の連携を強化し、地域コミュニティにおける支援体制を確立することが重要です。地域が一体となって、地域内の自主防災活動、防犯活動、交通安全活動を推進します。

[施策]

(1) 消防、救急、救助の充実

多様化する災害等に対応するため、消防車両や消防資機材の充実、老朽化した消防施設の整備を進め、消防力の強化に努めるとともに、自助、共助のための支援を推進します。また、高齢化を背景として救急出動が大幅に増加していることから、救急救命士の養成や高規格救急車の配備など救急、救助活動の高度化を進めます。

消防団については、団員の資質の向上や高齢化への対応、消防資機材等の計画的な整備を行いながら、さらに魅力と信頼が増すよう体制強化を推進します。

①消防体制の整備推進

- ・消防車両、消防水利（貯水槽、消火栓）の計画的な設置
- ・広域連携体制の強化
- ・住宅防火対策の推進

②救急、救助体制の強化

- ・高度救急体制の推進
- ・救助活動機材の計画的整備
- ・救急救命士の計画的な育成
- ・応急手当講習の充実
- ・医療機関との連携強化

③防災拠点施設の整備

- ・消防施設等の整備

④消防団の体制強化

(2) 防災（災害対策、治山治水）体制の充実

市、関係機関、事業者、市民が相互協力し、適切かつ迅速な対応ができるよう防災対策を総合的に推進します。災害に備え、防災資機材の充実を図るとともに、公共施設、木造住宅等の耐震化に取り組みます。

災害発生直後は、公的な救助活動には限界があることから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、地域全体で災害に立ち向かう自主防災組織の充実が重要です。また、自主防災組織をはじめとした関係機関が連携し、高齢者など要援護者の対応にあたる必要があります。その

ため、組織化支援、地域防災リーダーの育成を進めることにより、自主防災活動の促進を図ります。
洪水、土砂災害等の自然災害に対応するため、関係機関と一体となり、河川改修、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策などを促進します。

- ①防災体制の強化
 - ・防災行政無線システムの統合整備
 - ・防災資機材の充実
 - ・要援護者対応の強化
- ②耐震化の推進
 - ・公共施設の耐震化の推進
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・危険ブロック塀の解消
- ③自主防災組織の育成強化
 - ・防災意識の高揚を図るための研修、訓練の充実
 - ・自主防災組織に対する支援
 - ・自主防災活動を推進するリーダーの育成
- ④土砂崩壊地対策
 - ・砂防事業の促進
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の促進
 - ・地すべり対策事業の促進
 - ・砂防自然災害防止事業の促進
 - ・火山砂防事業の促進
- ⑤治水対策、河川整備
 - ・環境に配慮した河川改修事業の促進
 - ・地域と連携した河川管理の推進
- ⑥海岸保全対策
 - ・海岸侵食対策事業の促進

(3) 防犯、交通安全対策の充実

犯罪は多様化し、増加傾向にあります。全国的に子どもに関連する犯罪が多発するなど、市民の不安が高まっています。安全に安心して暮らすためには、市民が互いに連携、信頼し合い、犯罪のない明るい地域を築く必要があります。防犯関係団体との連携を強化し、地域における連帯意識を高めながら自主防犯活動を促進します。

市民の命を交通事故から守るため、施設の整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図り、街頭指導や家庭訪問指導など効果的な啓発活動を実施します。

- ①防犯対策の強化
 - ・地域防犯活動の充実
 - ・防犯協会体制の充実
 - ・防犯灯の整備
- ②交通安全対策の充実
 - ・市民運動の強化
 - ・交通弱者への交通安全教育の推進
 - ・交通安全施設の整備
 - ・啓発活動の推進

第2節 自然と共生し環境を保全するまちづくり

[施策の方針]

本市は、鳥海山、出羽丘陵、庄内砂丘とクロマツ林、庄内平野、最上川、日本海、飛島など緑と水にあふれる豊かな自然環境の中にあり、多くの恵みを楽しみながら発展してきました。

この先人から受け継がれた自然環境と共生し、維持していくことは私たちの大きな使命となっています。地球環境は一体であることを意識して、市民、事業者、行政が一丸となって環境の保全に取り組めます。

[施策]

(1) 環境共生社会の実現

豊かな自然を守り、人と自然が共に生きる環境を維持するため、環境保全対策、自然保護対策の充実を図ります。また、公害防止の観点から大気、水質、騒音、悪臭等の監視を行うとともに、啓発活動を行います。さらに、環境にやさしい新エネルギーの普及推進を図ります。

①環境保全対策、自然保護対策の充実

- ・地球温暖化防止の推進
- ・環境保全活動の促進
- ・河川の水質浄化、地下水汚染対策の促進
- ・環境教育の推進

②公害防止対策の充実

- ・環境監視の継続
- ・公害防止協定に基づく指導、監督の強化

③新エネルギーの普及促進

- ・自然エネルギーの普及促進
- ・バイオマス²⁶エネルギーの普及促進

(2) 廃棄物対策の推進

これまでの大量生産とその消費による大量廃棄型社会から脱却し、次世代も快適に暮らせる資源循環型社会を実現するため、市民、事業者、行政が協働し、発生抑制、再使用、再資源化を働きかけ、ごみの減量化を進めます。

①ごみ減量化の促進

- ・ごみ減量情報の提供および普及啓発活動の推進
- ・家庭ごみ有料化の検討
- ・ごみ分別の徹底、分別収集の拡充

②再資源化の促進

- ・集団資源回収等の推進
- ・再生品利用（グリーン購入）の促進

(3) 斎場、霊園施設の整備

斎場は、老朽化などに対応した適切な維持管理を行います。また、民間霊園の開発動向等を把握し、計画的に市民霊園の整備を図ります。

①斎場の維持管理の充実と改築の検討

②市民霊園の充実

- ・計画的な整備の推進

²⁶ バイオマス：家畜排せつ物、稲わら、間伐材などエネルギーや原料として利用できる生物由来の資源。

第5章 潤いと美しさが広がるまち

～ 快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ ～

急速に都市化が進展する中で、経済性や効率性、機能性を重視した結果、景観への配慮が不足し全国的に画一化した街なみとなっています。本市の歴史的、文化的特性を生かし、潤いと美しさにあふれる景観形成に取り組みます。

また、ユニバーサルデザイン²⁷のまちづくりを理念に、快適で機能的な生活環境の整備を図ります。さらに、市民、事業者、行政が連携を図り、まち全体を一つの公園とする公園都市構想を推進し、心やすらぐまちをつくります。

第1節 快適で機能的なまちづくり

[施策の方針]

快適で機能的なまちは、市民生活において最も基本的かつ重要な要素です。また、高齢者や障がい者など、すべての人が快適に生活できるまちづくりが求められています。安全で安心な上下水道や良質な居住環境等、生活する上で必要不可欠な基礎的社会基盤整備を計画的に推進します。また、人口減少社会に対応し、既存の社会資本の有効活用を図り、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

[施策]

(1) 安全で安心な上下水道の整備

水道事業は、顧客サービスの一層の向上を図るために、水質の向上対策、ライフラインとして災害に強い施設整備、事業運営体制の強化を計画的に推進します。

排水対策は、生活雑排水、汚水、雨水を総合的に処理するため、地域の特性に合わせ、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を行い、水洗化率の向上を図ります。

①水道事業の財政基盤の強化と顧客サービスの向上

- ・新たな水運用システムの構築
- ・施設の計画的な更新

②安全で快適な給水の確保

- ・水質の向上対策の推進
- ・給水栓までの水質管理対策の推進

③水道施設の災害対策等の充実

- ・施設の耐震化の推進
- ・応急給水体制、災害復旧体制の整備

④生活排水対策事業の推進

- ・生活排水処理施設の計画的な整備

(2) 良質な居住環境の整備

良質な居住環境を確保していくために、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。また、安全で良質な居住環境を形成するため、民間住宅の質的向上対策や良質な公営住宅の整備を行います。さらに、地元管理道路の舗装や近年の局所的な集中豪雨によって道路冠水等の被害のある地域の幹線排水路や生活に密接な側溝の整備を推進します。

冬期間交通の安全確保のため、除雪機械の充実や除雪ボランティアの育成と支援を行い、雪対策の充実を図ります。

①ユニバーサルデザインによるまちづくり

²⁷ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者、健常者の区別なしにすべての人が使いやすいように製品や建物、環境などをデザインすること。

- ・どこでも、だれでも、自由に使いやすいデザインへの配慮
- ②住宅と宅地の質的向上対策の充実
 - ・高齢者、障がい者等にやさしい居住環境づくりへの支援
 - ・良質な宅地整備の誘導
- ③良質な公営住宅の提供
 - ・市営住宅の計画的な整備
- ④生活道路および側溝整備
 - ・市道認定外道路の整備
 - ・第5次側溝整備計画による整備
 - ・地元管理道路の側溝整備への支援
- ⑤排水対策の充実
 - ・雨水幹線排水路の整備
 - ・道路冠水個所の解消
- ⑥雪対策の充実
 - ・歩車道除雪の充実
 - ・除雪ボランティアの育成と支援
 - ・防雪柵の設置

(3) コンパクトで交流の広がるまちづくり

中心市街地の空洞化は、全国の地方都市共通の課題です。中心市街地はもとより地域のまちづくりエリアにおいても、快適で住みよい都市環境、生活空間の整備を推進します。また、交流の舞台となる活力あるまちづくりを総合的に進めるため、ひと、もの、情報が緊密で魅力あるライフスタイルを享受することができる、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

- ①中心市街地への居住誘導
- ②都市機能の再生
 - ・中心市街地活性化のための事業推進および支援
 - ・大型店舗撤退跡地の再整備
 - ・駅周辺等の整備
- ③タウンセンター構想²⁸の推進

第2節 美しさにあふれるまちづくり

[施策の方針]

美しさにあふれるまちは、きれいな空気や澄んだ水と同じように、市民生活に欠かせない市民共通の財産です。このような認識を市民一人ひとりが持ち、誰もが景観形成や保全の取り組みに参加できる仕組みづくりを構築します。

また、市民の憩いの場、市民交流の場として、心やすらぐ緑豊かな公園整備を行います。

[施策]

(1) 公園都市構想の推進

まち全体を一つの公園に例え、市民参加による整備を推進します。「より美しく」「よりきれいに」「より快適に」を基本理念に、緑化、美化ボランティア活動を広げ、ぬくもりや、やさしさが伝わり、心豊かで快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- ①市民意識の高揚と市民活動の促進
 - ・市民参加による公園づくりの推進
 - ・緑化、美化ボランティア活動の推進

²⁸タウンセンター構想：旧三町地区の総合支所を中心にした周辺エリアに、地域の保健、福祉、生涯学習、行政機能などを集約し、交流と賑わいの拠点となる複合施設を整備する構想。

(2) 美しい景観づくり

景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活環境や経済基盤等との調和により形成されます。美しい景観は、将来にわたる市民共有の財産であり、そこに住む人々の長い間の努力の積み重ねにより生みだされるものです。景観法に基づく計画を策定し、市民や事業者、行政が一体となって、美しい景観形成に取り組みます。

①景観保全、形成の推進

- ・景観啓発活動の充実
- ・景観づくりへの支援

(3) 潤いのある公園整備

公園に対する市民のニーズに応えるため、既存公園の再整備や特色ある公園づくりを目指し、市民参加による潤いのある公園整備を行います。また、緑豊かな環境をつくるため、公共施設での緑化推進や市民意識の高揚を図ります。

①公園、緑地整備

- ・都市公園等の整備
- ・市民参加による公園づくりの推進
- ・公園未整備地区の整備

②緑化の推進

- ・公共施設での緑化の推進
- ・生け垣設置の推進
- ・保存樹制度の推進
- ・緑化意識の高揚

第6章 賑わいと活力に満ちたまち

～ 地域を支える産業が総合力を発揮し、活力のみなぎるまちへ ～

まちの賑わいを創出していくためには、雇用の場を確保し、若者の定住を促進することが大切です。持続的発展が可能な地域産業構造を築くため、企業誘致を積極的に推進するとともに、農林水産業や商工業等地域を支える基幹産業に新たな活性化策を講じ、雇用の創出を図ります。

日本有数の穀倉地帯である庄内平野、海岸沿いに広がる砂丘地とクロマツ林、鳥海山から出羽丘陵につらなる森林、豊かな海産物をもたらす東アジアにつながる日本海など本市の特色ある多様な地域資源を最大限に活用しながら、総合的な地域産業の発展と地域全体の所得の向上を図ります。

第1節 特色ある農林水産業の振興

[施策の方針]

農業は、価格政策から所得政策への大転換により地域農業の担い手を認定農業者と集落営農組織とする農業構造の変革が進んでいます。認定農業者による自立的な農業経営と地域合意に基づく集落営農組織の確立を促進し、水田農業や砂丘畑、中山間農業など酒田の特色を生かした消費者に信頼される確かな農産物等の生産体制の強化を図ります。自立した持続発展可能な経営体制の確立により、農業所得の向上と経営の安定化を推進します。また、水田や森林の持つ多面的機能への理解を深め、集落の農地環境や居住空間の保全と向上を図ります。

林業は、森林施業の充実と生産基盤の整備を推進することにより、良質で付加価値の高い地域材の生産拡大を目指し、林業所得の向上と雇用の創出を図ります。また、木材の生産、加工、流通、消費に関わる関係者の連携により、地元生産材が円滑に流通するシステムを構築し、地域材の活用による地域経済の活性化を促進します。先人が残したクロマツ林など森林の持つ環境保全機能を後世に引き継ぐため、森林の保全と保護活動を推進します。

漁業は、資源管理型漁業²⁹、栽培漁業³⁰等の推進により水産資源の維持、回復を図るとともに、担い手の確保と育成により持続的な漁業生産を確保します。

[施策]

(1) 自立した農業経営の確立と地域資源の保全、向上

農業は、農業経営の主体となる認定農業者と集落営農組織に対する支援を行っていきます。集落営農組織の管理能力の向上と法人化の促進、畑作や果樹、園芸への取り組みによる複合経営推進と自給率向上に向けた農業技術と経営の研修や指導支援、相談の充実を促進し、農業者の管理能力の向上と法人化の促進、生産体制の強化と担い手の確保により、農業における雇用創出を促進します。また、食味日本一を目指す庄内米などのブランド化促進による酒田産農産物のイメージアップを図り、国内外への流通、販売を促進します。水稻主体の農業経営から畑作や施設園芸、畜産等を合わせた複合営農を目指して、水稻生産の効率化と高付加価値作物の生産を促進し、農業の新分野開拓と雇用の確保を図ります。

畜産は、安全で安心な畜産品、乳製品の生産体制の充実を図るとともに、耕畜連携によるたい肥の生産と流通システムを構築し、資源の有効活用と循環型農業への取り組みを促進します。

果樹と施設園芸は、栽培技術の向上と安定出荷に向けた組織の強化を図り、生産施設の整備や新ブランド、新品種等への取り組みを促進し、安定的な出荷と販売の拡大を図ります。

農産物に対する消費指向の変化に応え、エコファーマー³¹や特別栽培農産物³²、有機農産物³³への取り組みを進め、自然と共生し、安全で安心な高品質で付加価値の高い農産物生産と産業間連携

²⁹資源管理型漁業：禁漁区の設定などの自主的な管理措置を導入して魚を増やしながらとるもの。

³⁰栽培漁業：卵から稚魚の期間を人間が保護して飼育し海に放流することで水産資源を積極的に増やす取り組み。

³¹エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき県知事から認定を受けた者。

³²特別栽培農産物：化学肥料に由来する窒素量と農薬に含有する有効成分ごとの使用回数を慣行栽培の50%以下に減らした農産物。「山形県農業振興機構」が認証する。

³³有機農産物：原則として農薬や化学肥料を使用せず、より地域環境や安全性に配慮して生産された農産物のこと。

を推進します。また、郷土料理や旬の食材を活用した食育の普及と地産地消の推進、グリーン・ツーリズム³⁴の促進や国内外への流通システムの構築等を通して、農産物の消費拡大と普及を促進します。さらに、女性農業者の感性を生かし、消費者の心をつかむ彩り豊かな酒田の農産物づくりや加工品、特産品開発を促進し、「酒田の食」のファンづくりを進めます。

高齢化と人口減少が進む中山間地域などの農村集落では、農地環境および居住空間の維持、保全に地域住民が一体となって取り組む体制づくりを進めます。また、若者の新規就農やU I Jターン³⁵、団塊の世代との交流や定住促進等に取り組み、農地の有効活用と遊休農地の抑制を図ります。

持続発展可能な循環型社会を構築するため、農林業等の生産活動を通じて生ずる廃棄物系資源の有効活用を促進します。また、バイオマスの研究と実用化実証の検討状況にあわせて、原材料となる農林業生産物の生産体制の整備に取り組みます。

①農業生産体制の強化と担い手対策の充実

- ・認定農業者制度、集落営農組織等法人化の促進
- ・遊休農地の利活用の促進
- ・集落営農と認定農業者組織体制の充実と活動強化
- ・新規就農者および新規参入者の育成確保
- ・農業技術および農業経営の研修と指導支援、相談の充実

②土地利用型農業の促進

- ・庄内米のブランド化の促進
- ・高付加価値作物の生産促進
- ・カントリーエレベーター経営³⁶の強化と法人化の促進
- ・複合経営の促進

③畜産体制の確立

- ・循環型農業を目指した耕畜連携循環システムの構築
- ・安全で安心な粗飼料増産対策³⁷の促進
- ・畜産生産施設等の整備促進

④果樹と園芸の促進

- ・栽培技術の向上と安定出荷に向けた組織強化と新ブランド開発の促進
- ・生産者組織の強化、新品目と新品種の導入に対する支援
- ・砂丘地園芸研究に対する支援
- ・農業生産施設の整備促進

⑤安全で安心な農産物づくりの促進と流通システムの構築

- ・安全安心、高品質な農産物づくりの促進
- ・国内外への農産物販売を拡大する流通の促進
- ・商品化率向上のための販売システムの促進

⑥食育の普及と農産物の消費拡大

- ・食育の普及と啓発、食農教育の実践
- ・地産地消の推進
- ・米消費拡大の推進
- ・グリーン・ツーリズムや市民農園の促進

⑦農産物加工品と特産品の開発

- ・地域に根ざした加工品と特産品づくりの推進
- ・加工研究グループへの指導と支援
- ・乳製品加工施設による特産品開発

⑧中山間農業への対応

³⁴ グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において農林漁業等とのふれあいや交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

³⁵ U I Jターン：Uターンは地方に居住していた人が、就職等により都市に定住し、再び元の地方に戻り定住すること。Iターンは都市に居住していた人が、地方に定住すること。Jターンは別の地方に定住すること。

³⁶ カントリーエレベーター経営：カントリーエレベーター（米穀等の乾燥調製貯蔵施設）を核にした地域営農体制による経営。

³⁷ 粗飼料増産対策：畜産農家に供給する国産粗飼料（国産稲わら）の増産を図り安定供給するもの。

- ・ 中山間地域の農業への支援
- ・ 中山間地域に即した土地利用型作物の振興
- ⑨ 農業基盤整備と管理体制の充実
 - ・ 農業生産基盤の整備等の促進
 - ・ 土地改良施設の維持管理への支援
 - ・ 農地・水・環境保全向上対策の推進
- ⑩ 農村生活環境整備の推進
 - ・ 農村生活環境基盤の整備
 - ・ 農村公園等の整備
- ⑪ 研究開発の促進
 - ・ バイオエタノールの実用化と生産体制の整備促進
 - ・ 庄内バイオ研修センター種苗管理事業の推進
 - ・ 未利用バイオマス等石油代替エネルギーの研究、検討

(2) 地域循環型林業の振興と環境保全

長期にわたる木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による収益性の悪化、伐り控えや林業労働力の減少と高齢化により再生林は年々減少傾向にあります。また、森林の施業のあり方も、従来の皆伐、再生林から長伐期、間伐、混合林へと変わってきました。森林生産物の活用を促進するため、森林組合をはじめとした林業の担い手の確保と施業等を効率的に行うための林道等の基盤整備を推進します。また、地域生産材を地域内で十分に利活用するため、生産から消費までの生産流通体系の整備を進め、林業における雇用創出を促進します。さらに、森林は地球環境保全の面からも注目されていることから、市民参加型の森林環境保全を推進します。

- ① 林道整備と間伐の推進
 - ・ 計画的な林道の整備
 - ・ 林内作業道と作業路整備への支援
 - ・ 森林の適正管理と間伐の推進
 - ・ 低コストで効率の高い作業システム構築への支援
- ② 林業生産物の活用と担い手対策
 - ・ 地域材のブランド化とネットワークづくり
 - ・ 木材の生産振興と安定供給体制の整備
 - ・ 特用林産物³⁸生産への支援
 - ・ 木質バイオマスの有効活用の推進
 - ・ 林業の担い手の育成と確保
 - ・ 森林整備による雇用の創出
- ③ 森林環境の保全
 - ・ 森林病虫害対策の推進
 - ・ 環境保全機能の高い森林への誘導
 - ・ 森林整備地域活動の支援
 - ・ やまがた緑環境税事業との連携
- ④ 森林の利活用の推進とボランティアの育成
 - ・ 市民参加型ボランティアの育成
 - ・ 森林空間の総合利用の促進

(3) つくり育てる漁業の振興

漁業は、就業者の高齢化と若年就業者の減少、原油価格の高騰や魚価の低迷により経営が深刻な状況となっています。県や関係団体と連携して、新規就業者の確保と育成に取り組むほか、高齢漁業者等の労力軽減を図るため、就労環境の改善を促進します。また、加工による高付加価値化、酒田沖海洋深層水の活用によるブランド化など創意工夫による特産品の開発を促進します。水産資源

³⁸特用林産物：林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

を確保するため、**種苗放流**³⁹や栽培漁業などの資源管理と連携した漁港、漁場整備等を推進します。

- ①水産資源の確保と販売強化
 - ・資源管理型漁業の促進
 - ・栽培漁業の促進
 - ・内水面漁業⁴⁰の促進
 - ・新鮮な水産物の流通促進
- ②担い手対策と特産品の開発
 - ・漁業後継者の育成と従事者の確保
 - ・離島漁業再生支援事業の推進
 - ・酒田沖海洋深層水の利活用と水産物のブランド化の推進
- ③漁業施設の整備促進
 - ・漁港施設の整備促進
 - ・漁場環境の保全
 - ・沿岸磯見漁場⁴¹の整備促進

第2節 地域活力を支える工業の振興

[施策の方針]

全国的には自動車産業を中心に緩やかな拡大基調が続いていますが、本市の工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等が減少しており、厳しい状況にあります。

本市の製造業は、大浜地域を中心に化学関係企業が集積しており、**リサイクルポート**⁴²の指定を受けている北港地区へは、環境と新エネルギー関連企業の集積が進んでいます。

こうした企業を含め、地域産業全体の活性化を図るために技術力の向上や取引先の拡大に積極的に支援していきます。また、酒田商工会議所などの関連団体や県立酒田工業高等学校、山形県産業技術短期大学校庄内校等の教育機関との連携を強化するほか、企業間の情報交換や交流を促進し、地域全体の技術力の向上を図ります。

さらに、足腰の強い産業構造を実現するため、環境関連企業の立地を進めることに加え、ものづくり関連企業や情報関連企業の集積を進めるために、積極的な企業誘致を推進します。

[施策]

(1) 地域産業の活性化

本市の産業構造において製造業の占める事業所数、従業員数の構成比は、県全体、地区内いずれと比較しても低くなっています。

このため、各種制度の充実や企業間交流を促進するとともに、既存企業の業務拡大等を支援し、地域産業の活性化に努めます。さらに地元企業の新分野進出や新技術開発による起業等の支援とロボット産業への参入を促進します。

- ①既存企業の事業拡張の促進
 - ・事業拡張しやすい環境の整備
 - ・企業間交流と連携等の促進
- ②新分野進出、新技術開発等の促進
 - ・産学官連携による支援
 - ・ロボット関連産業の研究および参入の促進
 - ・バイオエタノール生産体制の整備促進

³⁹種苗放流：サザエ、アワビ、クロダイ、ヒラメの幼貝や幼魚を主として浅場に放流するもの。

⁴⁰内水面漁業：河川、湖沼において、アユやサクラマス、モクズガニ等の水産動植物を採捕するもの。

⁴¹沿岸磯見漁場：水深10m以内の磯魚場で、アワビやイワガキ等の貝類とワカメ等の海藻類を探してとる漁業。

⁴²リサイクルポート：総合静脈物流拠点港のこと。海上輸送を利用した広域的なリサイクルネットワークの核となる港を指し、全国で21港が指定されている。

- ・酒田沖海洋深層水の活用による事業化促進

(2) 企業誘致の推進

臨海工業団地は、リサイクルポートの指定に伴い、環境と新エネルギー関連企業の立地が進んでいます。さらに環境関連企業の立地を進めるとともに、京田西工業団地等へのものづくり企業や情報関連企業等の誘致活動に努めます。企業誘致のための施策として、各種の助成制度等のほかに企業の要望に柔軟に対応できるよう工業団地のリース化や効果的な支援制度を検討し、誘致活動を推進します。

①地域特性を生かした企業集積の推進

- ・リサイクルポート機能を生かした環境保全型企業の集積
- ・京田西地区へのものづくり、IT関連企業の集積

②企業の立地環境の充実

- ・立地しやすい社会基盤等の整備促進
- ・企業誘致体制の充実
- ・立地優遇制度等の充実

第3節 個性と魅力にあふれる商業の振興

[施策の方針]

商業環境は、商店数、商品販売額および従業者数が、いずれも減少傾向で推移しています。卸売業は、伝統的に米などの物流基地としての役割を担っており、今日でも卸売業集積の多さに結びついています。商品の物流方式の変化に伴い、商品販売額は減少傾向にあります。小売業は、自動車社会の進展、大型店や量販店の郊外への出店により、商業地の分散化が進行しています。こうした環境にあって、中小小売店や商店街では経営の安定化と、個性的で魅力ある商業活動の展開が重要となっています。

また、商業地の分散化や中心市街地からの大型店の撤退、そして市街地の拡大に伴う中心市街地人口の減少により、賑わいは大きく減少しています。市民が集うまちとして賑わいを創出するためには、市民活動や文化活動など、さまざまな分野で人々が活動できる拠点づくりを推進し、交流機能を高め、各種のサービス機能の充実を図ることが必要です。中心市街地に賑わいを取り戻すため、街なか居住を推進するとともに集客機能の整備、再開発等による商店街の整備を推進します。

[施策]

(1) 商業活動の活性化

中町三丁目地区にサントウン（交流ひろば、病院、診療所、商店、集合住宅）が整備され、新たな賑わいが創出されています。しかし、商店の職住分離や周辺住民の高齢化により、商店街の賑わいが失われつつあるため、商店街の利便性の向上を図り、街なか居住を推進するとともに、市民や観光客が集う魅力ある商店街づくりを推進します。

また、地域の既存商店は、店主の高齢化が進み、後継者問題等から魅力ある商店づくりへの意欲が薄れてきています。地域における商店の必要性を考慮しながら、商店の魅力向上により、地域における商店の利用拡大を促進します。

自動車社会の進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地は、中心市街地の空洞化やまち全体の活力低下につながることから、大型ショッピングセンターの適正立地に向けた施策を推進します。

①中心市街地の活性化

- ・中心市街地活性化基本計画の推進
- ・観光と連携した商店街活性化対策の推進
- ・交流ひろばを活用した賑わいの創出

②魅力ある商店街等の形成

- ・空き店舗対策の充実
 - ・特色あるイベントの促進
 - ・店舗改装等による個店の魅力向上
 - ・商店街景観の向上
 - ・後継者育成と経営の安定化
 - ・地元商店の利用拡大
- ③商業環境の適正化
- ・秩序ある大型店の立地

第4節 地域資源を生かした観光の振興

[施策の方針]

観光では食文化を大きな柱とし、歴史的資源や鳥海山をはじめとする自然資源を最大限に活用するとともに、経済的に効果のある観光を推進し、観光の産業化を図ります。経済的に効果のある観光を推進します。さらに、すべての市民が、観光客を温かく迎える「もてなしの心」による観光を展開します。

[施策]

(1) 観光資源の充実

観光ニーズの多様化に対応するとともに、自然体験や滞在生活体験型、個人、夫婦、家族といった小グループ型の旅行に対応した施策を展開します。また「泊」「食」分離の旅行傾向が強まっていることから、酒田の文化と食を柱にした観光振興を促進します。また、賑わいを創出するため県内外から観光客を呼べる地域特性を生かしたまつり、イベントの充実に努めます。さらに観光拠点施設における、観光物産情報を提供する窓口を充実するほか、文化施設等の新たな観光資源を発掘します。

船だんす、磯草塗、絵ろうそく、鶴渡川原人形等の伝統工芸は、後継者育成と技術の継承を行い、展示機会の充実により販路拡大を図ります。物産品は地元の製品を使い、農業、工業、商業の連携により付加価値を高めた特産品開発を推進します。

- ①まつり、イベントの充実
 - ・酒田らしいまつり、イベントの充実
 - ・マリンレジャーの展開
 - ・体験型イベント観光の充実
 - ・市民参加と商品化の推進
- ②観光拠点の機能強化
 - ・観光拠点施設等における機能充実
 - ・観光資源の発掘と活用
 - ・歴史文化、自然資源の観光活用
 - ・第三セクターの組織強化
- ③伝統工芸と物産の振興
 - ・物産品展示機会の充実
 - ・伝統工芸技術の継承
 - ・観光おみやげ品開発に対する支援
 - ・夢の倶楽ブランド商品の開発と充実
 - ・産地直売施設の充実
 - ・恵みを生かした「食」の提供

(2) 観光資源の活用

酒田夢の倶楽やさかた海鮮市場の開設により、観光客が多く訪れています。観光案内標識や観光

自転車を充実し、多くの観光客を旧寺町、旧台町料亭街をはじめとする街なか観光施設へ誘導を図り、回遊型観光を推進します。また、観光客の受け入れ体制として、もてなしの心を育む人材育成の啓発事業を推進し、観光団体と連携して市民総ガイド化の取り組みを促進します。

「おしん」をきっかけとして台湾など外国からの観光客が多く訪れています。多言語による案内システムの構築や旅館、ホテルでの対応の充実などを促進します。

歴史、自然等のテーマに即した広域観光ルートの開発等により広域活動を推進します。

- ①観光拠点を結ぶルートの整備
 - ・滞在型観光と街なか観光モデルルートの開発
 - ・二次交通手段⁴³の充実
 - ・観光用自転車の充実
 - ・観光案内標識等の整備充実
- ②もてなしの心による観光の展開
 - ・観光起業家の育成
 - ・観光ボランティアガイドの充実
 - ・観光の国際化への対応
 - ・市民との協働体制の整備
- ③観光情報の充実と発信
 - ・観光振興団体組織の強化
 - ・観光情報提供体制の充実と発信
 - ・観光PRの充実
- ④広域観光の推進
 - ・広域観光ルートの企画
 - ・庄内観光コンベンション協会等との連携
- ⑤観光基本計画の推進

第5節 雇用の安定と働きやすい環境づくり

[施策の方針]

有効求人倍率が、県内他地域に比べ低調となっており依然厳しい状況にあり、若者を定着させるための雇用の場を確保する必要があります。地域産業の育成と企業誘致を進め、新たな雇用の場を創出するとともに労働環境の改善を図ります。

[施策]

(1) 雇用の安定対策

近年、新卒者の離職率が高く、フリーターが増加傾向にあります。雇用のミスマッチを解消するため、企業、学校、ハローワークおよび山形県若者就職支援センター等と連携した取り組みを推進するほか、職業能力向上対策を推進し、地元での再就職への支援を促進します。また、地域産業の育成や企業誘致により雇用の拡大を図ります。

就業意欲の高い高齢者の就業の場を拡大していくことが重要な課題となっています。団塊の世代への対応策として、熟練技術を伝える場の確保や働きがいとゆとりが感じられる職場環境の整備を促進します。

- ①雇用の定着
 - ・雇用のマッチング対策の推進
 - ・UIJターンの促進
- ②雇用の場の確保

⁴³二次交通手段：駅や空港などの交通拠点と目的の観光地を結ぶアクセス交通のこと。路線バス、ツアーバス、タクシー（乗合を含む）、レンタカーなどを指す。主には、鉄道駅から路線バスやタクシー、自転車などを使って、観光地などへ赴く交通手段のこと。

- ・地元企業育成や企業誘致による就業機会の拡大

③人材育成

- ・職業能力向上対策の推進
- ・団塊の世代の持つ技術の継承促進

(2) 労働環境の改善

中小企業で働く勤労者の豊かな生活の実現と企業の人材確保と定着を図るため、中小企業共済会への支援を充実し、雇用の安定を図ります。

子どもが産まれても働きたいと考える人が多くなっていますが、家庭や就業環境などから女性が就業を継続することは容易ではありません。企業における育児期の勤務時間の柔軟化、短縮化が出来る制度の普及や非正規雇用者と正規雇用者の処遇均衡化を促進します。意欲を持った女性が就業を継続できる体制づくりを促進するとともに、仕事と家庭の両立支援や多様な選択肢を周知することによって、男性の子育て参加や就労環境の見直し、仕事と生活の調和が図られるよう子育てなどに配慮した就労環境づくりを促進します。

①福利厚生の充実

- ・中小企業共済会への支援

②子育てに配慮した就労環境の充実

- ・企業啓発の充実
- ・男女共同参画による育児と就労の両立促進

第7章 明日を拓く交流のまち

～ 交通基盤のネットワーク化により、交流が拡大するまちへ ～

均衡ある発展を目指し、多極分散型の国土形成が進められてきましたが、依然として一極一軸型の国土構造⁴⁴が続いています。全国的な人口減少と高齢化の中で、地域の自立的発展を可能とする国土の形成が求められています。また、東アジアの諸国との交流が進む中で、多様な地域特性を發揮した国際的な連携が重要となっています。

活力ある経済と地域の自立的発展、国内外の交流と経済活動の拡大を図るため、酒田港、庄内空港、高速道路、鉄道といった交通基盤の整備促進により、総合的な交通基盤のネットワーク化を図ります。

第1節 世界に広がる国際公益拠点港の整備

[施策の方針]

重要港湾である酒田港の貨物量の増大を図るため、内貿航路⁴⁵の誘致、新規国際航路の開拓やポートセールス⁴⁶活動を官民一体となって推進するとともに、荷主にとって利用しやすい港湾となるよう機能の充実に努めます。今後、交流活動が拡大する東アジア地域、特に北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイ⁴⁷の形成を目指します。

[施策]

(1) 酒田港の機能充実

酒田港は、リサイクルポートに指定され、リサイクル関連企業の立地が進みました。北港地区の未利用地や既存ストックを活用し、環境保全型産業の集積を図るため、循環資源を専用に扱う岸壁の整備を促進します。また、企業の要請に柔軟に対応できる工業用地の確保と地域の産業を支える物流機能を確保することが必要となっています。分散している物流機能の集約や適切な規模の埠頭用地の確保により貨物取り扱い能力の強化を図ります。

港湾における快適な親水空間の確保と港内に放置されているプレジャーボート⁴⁸の集約を図るほか、海洋性レクリエーション機能の充実に努めます。

大規模地震発生時における緊急物資の輸送や地域住民等の安全確保を目的とした防災機能を強化する耐震強化岸壁の整備、津波による災害を防ぐための外郭施設（防波堤）の整備を促進します。

① リサイクルポート機能の充実

- ・ リサイクル関連企業の誘致、集積
- ・ 循環資源を中心に扱う岸壁の整備促進
- ・ 循環資源ストックヤード⁴⁹の整備促進
- ・ 庄内リサイクル産業情報センターの構築
- ・ 新エネルギー開発と供給基地の実現

② 物流機能の充実

- ・ 外郭施設の整備促進（静穏度対策）
- ・ 臨港道路の整備促進
- ・ 内貿ユニット貨物⁵⁰に対応した岸壁の整備促進
- ・ 大型岸壁の整備促進

⁴⁴一極一軸型の国土構造：東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中している国土の様。

⁴⁵内貿航路：国内貿易航路。

⁴⁶ポートセールス：港湾管理者や商工会議所などの港湾振興関係者が海外との経済交流を目的とする代表団、使節団等の派遣、施設やサービスの充実などを通じ、港湾利用者の開拓や拡大を目指して展開すること。

⁴⁷ゲートウェイ：表玄関、接続拠点。

⁴⁸プレジャーボート：モーターボート、ヨットなど、海洋レクリエーションに使用される小型船舶の総称。

⁴⁹ストックヤード：一時的保管場所。

⁵⁰内貿ユニット貨物：国内貿易によるコンテナ船などにより輸送される貨物。

- ③親水空間機能の充実
 - ・親水空間の整備拡充
 - ・景観形成ゾーンの設定
 - ・「みなとオアシス⁵¹」を活用した機能拡充
 - ・寄港船への対応機能の拡充
 - ・プレジャーボートスポットの拡充
- ④防災機能の充実
 - ・耐震強化岸壁の整備促進
 - ・外郭施設の整備促進（津波対策）
 - ・緑地の整備促進（防災対応機能）

（2）酒田港の利用促進

酒田港は、臨海部に立地している化学、石油製品関連企業や木材加工企業等の地域産業の安定的な生産活動を支える拠点、さらに、県内経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っています。北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイとして、質の高い港湾サービスの提供、国際輸送ルートの拡充と交流の促進を図ります。

本港地区周辺が「みなとオアシス」に認定されたことから、親しみを持てるウオーターフロントとしての整備を推進するとともに、良好な港湾景観の形成を促進します。より多くの市民が海や港に関心を持ち、参加できるようイベントの充実を図ります。

- ①物流ルートの拡充と貿易拡大
 - ・ポートセールス活動の強化
 - ・釜山定期コンテナ航路の拡充
 - ・東方水上シルクロードの拡充
 - ・新規航路の開設
 - ・荷役作業および通関、入出港等に関する手続きの利便性の向上
 - ・リサイクルポート間の連携強化
- ②親水空間としての活用
 - ・「みなとオアシス」における賑わい創出
 - ・海浜を活用した総合学習の推進

第2節 地域活力を高める高速交通網の整備

[施策の方針]

高速道路、空港、鉄道といった高速交通網は、国内各都市や海外との交流と連携、地域の経済活動の発展に必要不可欠です。地域の経済や文化、交流活動を活発に行い、地域の発展を促進するため、全国のネットワークにつながる高速交通網の整備を促進します。

[施策]

（1）高速道路等の整備促進

県内各都市をはじめ、新潟市、秋田市、仙台市、石巻市など隣県各都市との連携を強化するため、日本海沿岸東北自動車道の県境区間の整備、東北横断自動車道酒田線の未整備区間の早期着工を促進します。また、地域高規格道路新庄酒田道路の整備を促進するとともに、市内交通の円滑化と酒田港等へのアクセス向上のため、地域高規格道路と高速道路の相互乗り入れが可能となるインターチェンジの設置を促進します。

- ①日本海沿岸東北自動車道の早期完成
- ②東北横断自動車道酒田線の整備促進

⁵¹みなとオアシス：海浜・旅客船ターミナル、広場など港の施設やスペースを活用し、住民によって地域振興に係わる継続的な取り組みが行われる地域交流拠点施設及び地区。

- ③地域高規格道路新庄酒田道路の早期完成
- ④地域高規格道路と高速道路との接続
- ⑤高速道路の利用促進

(2) 交流拠点となる庄内空港の整備

庄内空港は首都圏をはじめ全国、海外と庄内地域を結ぶ交流と物流拠点として、地域の産業や文化の発展に大きな役割を果たしています。国内線の更なる利便性の向上を目指すとともに、各路線の運航拡充および新規国内路線の開拓を図ります。また、増便や新規路線開設に対応した関連施設（駐車場、搭乗待合室等）の整備を促進します。

友好県省の盟約を締結している中国黒龍江省をはじめ、対岸諸国との交流が活発化する中で、庄内空港への期待が高まっていることから、国際線の開設を目指します。

- ①国内線の運航拡大と利用促進
 - ・新規路線の開拓
 - ・既存路線の拡充と利用拡大
- ②空港機能の充実
 - ・増便等に対応した関連施設の拡充
- ③国際化への対応
 - ・国際定期路線の誘致

(3) 地域間交流を活発化する鉄道の整備

東京をはじめとする全国へのアクセス向上と日本海沿岸や県内各都市との連携促進により地域を発展させるため、山形新幹線庄内延伸、羽越本線高速化を促進します。また、在来線については、通学通勤等、市民の生活交通として時間短縮や接続などによる利便性の向上に取り組みます。

- ①山形新幹線庄内延伸の実現
- ②羽越本線高速化の促進
- ③在来線の機能強化

第3節 生活基盤となる交通ネットワークの整備

[施策の方針]

安全で快適な交通環境と市民生活の利便性を高めるため、社会基盤の充実を図るとともに、総合的な交通ネットワークを整備することにより、地域内交通の円滑化を推進します。

[施策]

(1) 道路交通網の整備充実

市内外を結ぶ幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに、隣接市町との交流や高速交通網へのアクセス向上に効果を発揮し、市民生活の利便性向上に重要な役割を果たしています。このため、国県道の整備を促進し、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。

また、快適な市民生活の確保と活力に満ちた経済社会を実現するため、安全かつ円滑な道路環境の整備を進めます。さらに、生活道路の整備、狭小幅員道路の改良を推進します。

- ①国県道の整備とネットワーク化の促進
 - ・国道の整備促進
 - ・県道の整備促進
 - ・都市計画道路の整備促進
 - ・合併支援道路の整備促進
- ②市道の整備推進
 - ・都市計画道路の整備

- ・生活道路の整備
- ・狭小幅員道路の改良

(2) 市民交通の充実

公共交通機関である路線バスは、通勤、通学や交通弱者等の貴重な交通手段となっており、福祉乗合バスへの期待も高まっています。道路運送法の改正により、デマンドバス⁵²や乗合タクシーなどが「乗合事業」として許可され、サービス提供が可能となり、NPO法人も福祉目的の有償運送を行うことができるようになりました。福祉乗合バスの効率的な運行を推進するとともにバス事業者、タクシー業者、NPO法人、行政が協調して、それぞれの役割を明確化し、地域のニーズに対応します。

①バス路線の充実

- ・民間バス事業者への支援
- ・福祉乗合バスの効率的な運行推進
- ・デマンドタクシー等新たな交通システムの検討

⁵²デマンドバス：無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。

第8章 市民のための質の高い行財政運営

～ 市民に開かれた効率的で効果的な行財政運営を進めるまちへ ～

社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民ニーズが多様化、高度化し、より質の高い行政サービスが求められています。

行政需要に的確に対応できるよう常に組織体制を見直しながら、職員の政策形成能力を向上させ、質の高い行政サービスを展開します。また、市民と行政の協働によるまちづくりを進展させるため、分かりやすく情報を提供するとともに、透明性を高めながら市民参加の仕組みづくりを推進します。

第1節 質の高い行財政運営の推進

[施策の方針]

厳しい財政状況の中、行政サービスを充実させ魅力あるまちづくりを推進するためには、徹底した行財政改革を進めていく必要があります。社会経済情勢の変化や新しい行政需要に効率的に対応できる組織を確立するとともに、限られた人的資源を最大限に活用して質の高い行政サービスを提供します。そのために、合併効果を最大限に追求し、行財政集中改革プランの着実な実施、事務事業評価等での徹底した事業の見直しを図ります。

[施策]

(1) 行財政改革の推進と行政運営

徹底した事務事業の見直しや施設の統廃合、民間委託等行財政集中改革プランを着実に実行しながら、さらに効率的で効果的な行政運営を進めます。また、人事評価システムを有効に活用し、職員の能力を最大限発揮させることにより、少数精鋭の質の高い行政運営を進めます。

めざましく発展する情報通信技術を事務の効率化はもとより、市民サービスに最大限活用し、電子自治体を進展させます。

①行財政改革の推進

- ・定員管理、給与の適正化
- ・事務事業の再編整理、統合廃止
- ・民間委託等の推進、民間活力の導入
- ・第三セクター組織の統廃合の検討、経営改善の推進
- ・地方公営企業の経営健全化
- ・施設の統廃合

②職員の能力向上

- ・人材育成につながる人事評価システムの構築
- ・能力開発につながる研修機会の充実

③情報化の推進

- ・電子自治体の推進
- ・次世代ネットワークの構築

④庁舎機能の充実

- ・庁舎の改築
- ・総合支所機能の検討

(2) 安定した財政基盤の確立

地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増し、歳入が伸び悩む中、義務的経費や繰出金等の固定的経費が高水準で推移する状況となっています。市民サービスの充実を図るため、事務事業については、その選択や実施方法が適切であるか、また、最小の経費で最大の効果が得られているかについて客観的に評価します。

将来とも持続可能な財政基盤を確立するよう、合併の規模拡大効果を生かした行政コストの改善

や新たな財源確保の検討に努め、後年度負担を考慮した長期的な視野のもと財政運営を進めます。

- ①健全な財政運営の推進
 - ・事務事業評価の継続実施
 - ・事業の選択と重点化
- ②財源確保
 - ・新たな財源確保の検討

第2節 市民と共に歩む行政の推進

[施策の方針]

市民と行政の協働のまちづくりを推進していくためには、市民の声を市政に反映させながら一体となって施策形成を進めていく必要があります。市民ニーズを的確に把握しそれに応えていくために、行政情報の提供と市民意識の把握を積極的に行います。常に市民満足度を意識し、市民と行政が、その目標を共有しながら、互いに連携して施策形成を図る仕組みを構築します。

[施策]

(1) 市政への市民参加の促進

本市が永続的に発展し、豊かな生活を送り続けるためには、市民と行政が強い信頼関係のもと、目標を共有していくことが求められます。従来の行政主導から、市民と行政の協働のまちづくりを進めるために、充実した広報広聴システムを確立するとともに、市民参加の仕組みづくりを進めます。

- ①広報広聴システムの充実
 - ・市ホームページの充実
 - ・市民の声収集システムの活用による広聴と情報提供の充実
- ②市民参加の拡大と充実
 - ・審議会等への市民参加の拡大
 - ・広聴事業の充実
 - ・市民満足度調査の計画的実施

(2) 透明性の高い行政の推進

行政情報を積極的に提供し、市民が知りたいときに取得できるよう、情報提供と情報公開制度を充実させ、一層開かれた行政運営を推進します。

- ①情報提供、情報公開の充実

第3節 効率的で効果的な広域行政体制の充実

[施策の方針]

交通基盤の整備や情報化の進展、産業構造の変化などにより、市民の生活圏域は大きく変化し、さまざまな課題を解決するためには、行政区域を越えた広域的な行政運営が必要です。近隣市町と連携、協力して、効率的で効果的な行政運営を進めます。

[施策]

(1) 広域行政の充実

広域行政体制の充実強化を進めるとともに、共同して処理した方が効率的で効果的な新たな分野についても連携、共同処理の検討を進めます。

- ①広域行政体制の充実

6 重点プロジェクト

重点プロジェクト「夢あふれる未来」

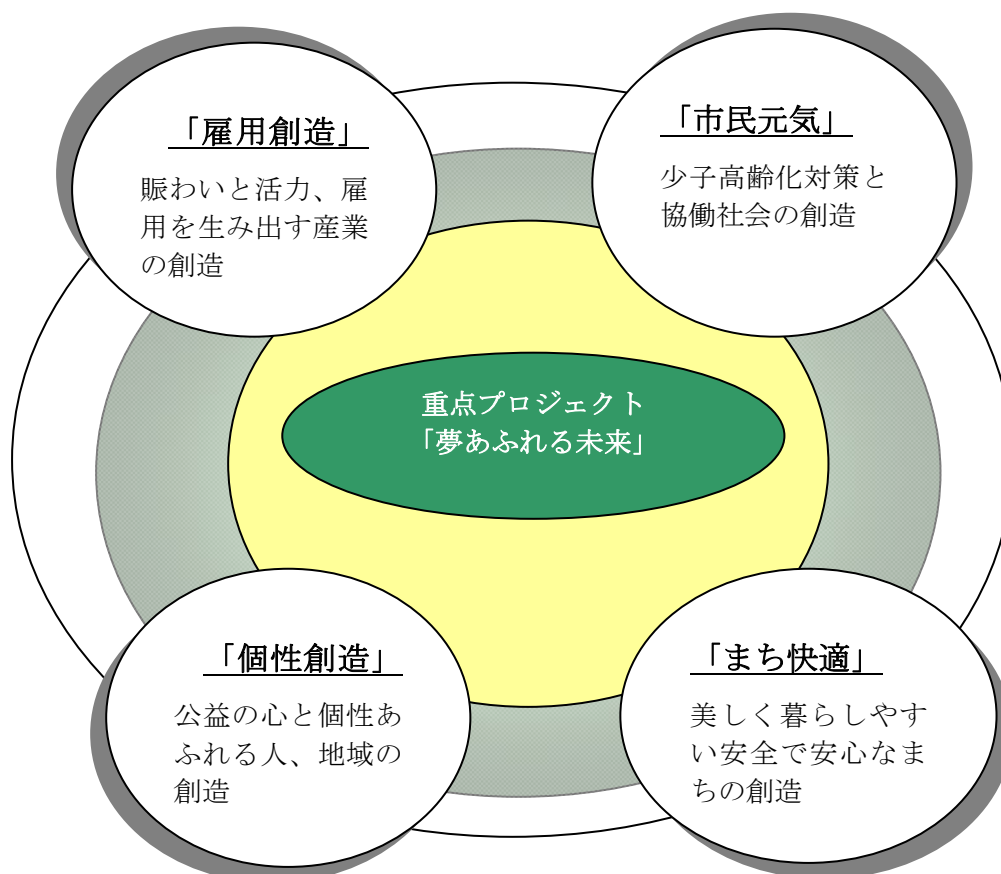
選択と集中

地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増す中、今後も高齢社会の進展などによる義務的経費の増加が見込まれます。多様化する市民ニーズに対応しながら、本市が更なる発展を遂げるためには、限られた財源を有効に活用し、選択と集中により施策を実現する必要があります。

重点プロジェクトは、本市の置かれている状況を踏まえ、この10年間で最優先の課題として、重点的にかつ横断的に取り組む施策です。

重点プロジェクトの目指すもの

選択と集中の視点のもと、市民、事業者、関係団体、行政が一丸となって、「雇用創造」「市民元気」「個性創造」「まち快適」の4つのプロジェクトに取り組みます。そして、4つのプロジェクトを有機的に結合し、総合力を発揮することにより、本市の最重要課題である雇用の拡大と人口減少の抑制を図り、本市の「夢あふれる未来」を築きます。



雇用創造プロジェクト

～ 賑わいと活力、雇用を生み出す産業の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

本市の産業は、有効求人倍率が示すように依然として他市と比べ厳しい状況となっています。雇用の拡大を図るため、地域産業の育成と特にものづくり企業の育成、誘致を積極的に推進します。

複合経営による農業所得の向上、地域材活用による林業の振興、交流の拡大による観光の産業化を図ります。

資源作物を原料にしたバイオエタノールの精製など農業と工業の連携、地域指定された経済特区による農業と観光の連携、酒田沖海洋深層水による工業、農業および漁業の連携など、異業種交流による新たな産業の創出を支援します。

また、地域活性化に必要な高速交通網の整備や港湾機能の充実、強化を図り、本市の地域産業を総合的に発展させることで、市民の働く場を確保するとともに、就業しやすい環境を整備し、市民所得の向上を図ります。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 地域を支える基盤づくり

施策の概要

地域産業の育成と企業誘致により工業全体の強化を図る必要があります。特にものづくり企業の育成や誘致は、本市にとって最も重要な施策となります。ものづくり企業への助成制度、融資制度を充実します。また、新規支援制度や企業表彰制度を活用するなど、地域企業の活性化を促進し、技術開発研究や企業交流の拡大を図ります。また、産業用ロボットを作る先進企業の誘致などを積極的に推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	産学官連携による支援	事業者、教育機関、行政	産学官連携により、ものづくりによる地域産業の育成と強化を図ります。
2	ロボット関連産業の研究および参入の促進	事業者、市	地元企業の有する技術を活用して、ロボット関連産業の研究と参入を促進します。
3	事業拡張しやすい環境の整備	行政	既存融資制度の充実を図りながら企業が事業拡張しやすい環境づくりを進めます。
4	企業間連携による取引先企業開拓の促進	商工団体、事業者、市	企業間の交流を積極的に働きかけ、共同研究や共同開発を促進します。
5	立地しやすい社会基盤等の整備促進	行政	既存工業団地などの社会基盤等の整備を図り、企業が立地しやすい環境を整備します。
6	企業誘致体制の充実	商工団体、市	首都圏の同窓会組織等からの協力を得ながら、積極的な企業誘致活動を展開します。
7	立地優遇制度等の充実	行政	用地取得等への支援、固定資産税相当額の助成等のほか、土地のリース制度等企業が投資しやすい環境を整備します。

8	リサイクルポート機能を生かした環境保全型企業の集積	事業者、行政	リサイクルポート指定港によるメリットを生かし関連企業の集積を図ります。
9	京田西地区へのものづくり、I T関連企業の集積	市	工業団地の優位性と助成制度などの投資環境を整備し、ものづくり企業やI T関連企業など、製造業の集積を図ります。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
新規企業立地件数	立地実績	2件	25件	50件

◎ 工業団地の完売を目標数値として、新規雇用の創出を図ります。(目標年度の数字は累計)

重点施策2) 賑わいをもたらす観光の産業化

施策の概要

高速交通ネットワークの整備や酒田夢の倶楽、さかた海鮮市場などの観光拠点のオープンにより、国内外から多くの観光客が訪れています。観光客から長く市内に滞在してもらうため、ビジネス型ホテルと旅館の利点を生かした「泊」「食」を分離した取り組みを促進します。また、本市の特徴である港町特有の粋な文化と恵みを生かした食を大きな柱として、もてなしの環境づくりを進め、歴史的資源が集積する中心市街地への街なか観光を推進します。さらに、鳥海山をはじめとする自然資源を有する八幡、松山、平田地区と市街地の観光施設を結びつけるため、新たな観光ルートを開発するとともに、日帰り型、宿泊型のグリーン・ツーリズムによる体験観光を促進するなど他産業と連携した観光の産業化を推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	体験型イベント観光の充実	観光団体、事業者、市	体験型イベントを開催するなど、自然資源を生かした、地域間観光を推進します。
2	グリーン・ツーリズムの促進	事業者、市	「どぶろく」を活用するなど農林水産業と観光を結びつけた宿泊体験型事業の展開を促進します。
3	観光ボランティアガイドの充実	市民、事業者、市	観光客への温かいもてなしの心を提供し、第一線で主力となる観光ボランティアおよび組織の育成を図ります。
4	観光の国際化への対応	観光団体、事業者、市	外国人観光客に対応した観光案内や施設整備を行うとともに通訳ガイドを養成します。

5	広域観光ルートへの企画	観光団体、事業者、市	一つでも多くの観光地、観光施設を訪れてもらうための観光ルートが必要であることから、観光団体、事業者、市が一体となって新たなモデルルートを企画します。
---	-------------	------------	--

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
観光客入り込み数	入り込み実績	3,181千人	3,500千人	4,000千人

◎ 観光客入り込み数を目標数値として、観光産業の拡大による雇用の創出を図ります。

重点施策3) 魅力あふれる農林水産業の振興

施策の概要

農業では、意欲と能力のある担い手の育成と確保に積極的に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営体の組織化と農業生産の向上を図ります。認定農業者と集落営農組織を地域農業の担い手に位置付け、農業経営に関する各種施策を集中的、重点的に実施します。集落営農では労力の効率的活用により、土地利用型作物や園芸等での生産拡大を図り、農業による通年雇用の確保と農業所得向上施策を展開します。また、安全で安心な農産物、高品質、高付加価値農産物の安定した生産供給に取り組み、産地直売等による生産者と消費者の交流を通じた地産地消や食育事業を推進します。

林業では地域材循環システムによる地域経済の活性化を促進し、漁業では資源管理型漁業等の推進による資源の確保に努めます。

また、バイオマス資源を活用するなど新たな取り組みを実施することにより、農林水産業全体の振興と所得向上を図ります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	認定農業者制度、集落営農組織等法人化の促進	事業者、行政	認定農業者と集落営農組織の活動強化を図るため、技術や経営管理能力の向上を図ります。農地の面的な利用集積と機械の共同利用等による法人化に向けた取り組みを推進します。
2	高付加価値作物の生産促進	事業者、農業団体、市	水田畑作における所得確保対策として園芸作物の拡大を促進します。畑作、果樹、園芸等との複合化による特色ある農産物生産により、通年雇用と安定的な経営体制の整備を促進します。
3	安全安心、高品質な農産物づくりの促進	事業者、農業団体、市	有機米、特別栽培米をはじめ、赤ねぎ、大豆等を活用した安全で安心、良食味な農産物づくりと産地直売や農家レストランによる交流を推進します。

4	食育の普及と啓発、食農教育の実践	家庭、学校、市民団体、行政	酒田市食育推進計画に基づき、地元食材を使った食育の推進、米の消費拡大、地産地消など食育事業を総合的に展開します。
5	地域材のブランド化とネットワークづくり	事業者、市	流通実態に即した間伐材、主伐材の品質向上と地域材の安定供給と利用拡大に取り組み、木材、製材、建築等流通に関わる事業者のネットワークを構築します。
6	資源管理型漁業の推進	事業者、行政	種苗放流や栽培漁業、漁場整備を総合的に実施し、つくり育てる漁業を推進します。
7	酒田沖海洋深層水の利活用と水産物のブランド化	事業者、市	海洋深層水を活用した新商品の開発を促進します。
8	バイオエタノールの実用化と生産体制の整備促進	農業団体、事業者、教育機関、行政	バイオエタノールの原料となる超多収穫水稻などの導入の可能性について調査研究を行います。

目標数値

項目	算出方法	現状 (17年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
農業産出額	農林水産統計	198億円	210億円	220億円
法人化された農業経営体数	農林水産統計	17経営体	45経営体	70経営体
木材素材の消費量	庄内総合支庁調べ	(18年度) 6,665 m ³	7,500 m ³	9,500 m ³
漁獲量	農林水産統計	2,380トン	2,400トン	2,500トン

- ◎ 農業産出額を目標数値として、認定農業者と集落営農組織の生産体制を強化することにより農業産出額と農業所得の向上を図ります。
- ◎ 法人化された農業経営体数を目標数値として、農産物の生産体制の充実による雇用の確保を促進するため、市内の集落営農組織等の法人化を促進します（目標年度の数字は累計）。
- ◎ 木材素材の生産量を目標数値として、地域産材の利活用の促進と流通のネットワーク化などを行うことにより、地域材の活用と産業の活性化を促進します。
- ◎ 漁獲量を目標数値として、資源確保等により酒田港の水揚げを確保し、漁獲量の増を目指します。

重点施策4) 自立した職業生活を営む安定雇用の推進

施策の概要

求職者が希望する職種が少ない、Uターン希望者が就職できる企業が少ないなど、就職しにくい状況となっています。また、新卒者の早期離職やフリーターも多くなっています。これらを解消するため、求人開拓、求人情報の提供、就職支援、職業能力向上支援などの雇用のマッチング支

援に取り組めます。また、中小企業で働く勤労者の豊かな生活の実現と企業の人材確保と定着を図るため、福利厚生サービス等の提供を行う中小企業共済会を支援します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地元企業育成や企業誘致による就業機会の拡大	市	地元企業支援や企業誘致を積極的に推進し雇用を拡大します。
2	雇用のマッチング対策の推進	行政	ハローワークおよび就職支援機関、団体との連携による情報提供の充実を図り、若者の職業意識や能力を高め、若年層の就職を支援します。
3	UIJターンの促進	事業者、市	人材バンクを活用し、雇用主と求職者の情報交換を促進し、就職しやすい環境をつくります。
4	職業能力向上対策の推進	教育機関、市	職業能力を高める教育訓練に対し支援することで、仕事に対する意欲を高めます。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
有効求人倍率	有効求人数/有効求職者数	0.66	1.00以上	1.00以上

◎ 有効求人倍率を目標数値として、雇用の拡大を図ります。

重点施策5) 海運のネットワーク化と物流と人流の拠点づくり

施策の概要

重要港湾である酒田港は、地域産業の安定的な生産活動を支える拠点、エネルギー供給拠点、県内経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っています。今後、交流活動が拡大する北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイの形成を目指します。本港の特徴であるリサイクルポート機能の充実と強化を図り、広域的リサイクルネットワークの形成を構築します。また、内貿航路の誘致、新規国際航路の開拓、県内外の人々が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保、大規模地震発生時における緊急物資の輸送や防災機能の強化など港湾施設の整備と質の高い港湾サービスの提供、国際輸送ルートの拡充と交流の促進を図ります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	ポートセールス活動の強化	経済団体、行政	物流拠点として県内外の物流の促進により、国際輸送ルートの拡充と酒田港の利用促進を図ります。

2	内貿ユニット貨物に対応した岸壁の整備促進	経済団体、行政	多様な輸送手段や環境に配慮した物流を担うため、内貿ユニット貨物に対応した大型岸壁の整備を促進します。
3	親水空間の整備拡充	経済団体、行政	中心市街地や周辺観光を意識した港湾空間の整備拡充を図ります。
4	耐震強化岸壁の整備促進	経済団体、行政	大規模地震災害時の緊急物資輸送に対応するため、耐震強化岸壁の整備を促進します。

目標数値

項目	算出方法	現 状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
取扱貨物量	山形県港湾統計	351万トン	500万トン	600万トン
コンテナ取扱個数	山形県港湾統計	7,500TEU	12,000TEU	20,000TEU

◎ 取扱貨物量を目標数値として、酒田港の利用促進を図ります。

◎ コンテナ取扱個数（TEU⁵³）を目標数値として、国際輸送ルートの拡充を図ります。

重点施策6）高速交通網のネットワーク化

施策の概要

定住人口が減少する中、高速道路、鉄道、空港等の高速交通網の整備は、交流人口の拡大や企業誘致、地域活性化に必要不可欠な社会基盤です。

日本海沿岸東北自動車道や東北横断自動車道酒田線、地域高規格道路新庄酒田道路は、産業振興、観光振興等に大きな役割を果たすもので、ネットワーク化により地域間連携と個性豊かで活力ある地域づくりに寄与する重要な路線として整備を促進します。また、市内外を結ぶ幹線道路の整備に努め、他圏域との連携を図り市民生活の利便性の向上を図ります。

鉄道では、県土全体の一体的な発展を図る必要や機能低下が懸念される陸羽西線の機能強化として、山形新幹線の庄内延伸の実現を目指すほか、羽越本線高速化を促進します。

空港では、国内線の更なる利便性の向上を目指します。

これらを早期に実現するため、関係団体とともに、国、県等に向けて要望活動を積極的に展開します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概 要
1	日本海沿岸東北自動車道の早期完成	経済団体、行政	温海～鶴岡間の整備促進並びに県境区間の整備着手を図り、早期完成を目指します。
2	東北横断自動車道酒田線の整備促進	経済団体、行政	月山IC～湯殿山IC間の整備を促進します。

⁵³TEU：1TEUは、20フィートコンテナ1個分を表す。

3	地域高規格道路新庄酒田道路の早期完成	経済団体、行政	余目酒田道路（酒田市東町～庄内町廻館間）の整備を促進し、早期完成を目指します。
4	地域高規格道路と高速道路との接続	経済団体、行政	両道路を接続するインターチェンジの整備を促進します。
5	合併支援道路の整備促進	経済団体、行政	飛鳥バイパス、安田バイパス、庄内橋等の整備を促進します。
6	山形新幹線庄内延伸の実現	経済団体、行政	山形新幹線延伸を実現するため、沿線自治体や経済団体と協力しながら駅前再整備の促進や鉄道の利用促進運動を展開します。
7	羽越本線高速化の促進	経済団体、行政	安全対策の確立と沿線自治体と協力しながら、圏域観光の振興を図り、高速化の促進に向けた運動を展開します。
8	庄内空港既存路線の拡充と利用拡大	経済団体、行政	国内線における更なる利便性の向上を図るため、新規国内路線の開拓と東京便、大阪便の増便を目指します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
日本海沿岸東北自動車道の延伸	酒田みなとIC以北	調査	工事	供用
地域高規格道路新庄酒田道路の整備	余目酒田道路の整備	工事	工事	供用

◎ 高速道路の供用開始を目標数値として、高速交通網のネットワーク化を図ります。

市民元気プロジェクト

～ 少子高齢化対策と協働社会の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

急速に進んでいる少子高齢社会の中で、本市でも合計特殊出生率⁵⁴の低下傾向が続き、晩婚化、未婚化の進行も併せ出生率や出生数の低下が危惧されています。

一方、近い将来高齢化率が30%を超える超高齢社会になると予想されています。一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、要介護認定者数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

また、ライフスタイルの変化や核家族化の進行などにより、地域におけるつながりが希薄化し、地域協力体制を維持していくことが難しい地域も出てきています。

子どもから高齢者まで多くの市民が積極的に地域コミュニティ活動や市民活動に参加し、活力あるまちづくりを進めることが、地域の活性化、少子高齢化対策としても重要となっています。

地域を中心に安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、いつまでもいきいきと暮らせる元気な社会を築きます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 子どもを産み育てやすい環境づくり

施策の概要

少子化対策、子育て支援を進めるには、行政、地域住民、企業が連携し、多方面からの対策が必要です。晩婚化や未婚化の進行、子育てに対する地域住民の参加、仕事と子育ての両立支援強化などの課題を踏まえた施策を展開し、子どもを産み育てやすい環境をつくります。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	子育ての負担軽減	市	相談機能や親子の居場所づくりの充実を図り、子育てを支援します。
2	妊娠、出産支援の充実	市	妊娠、出産に関する不安を軽減するための相談、妊婦同士の交流、父親の育児参加を目的としたマタニティ教室などを行います。
3	地域子育て支援機能の充実	市民団体、市	地域の民生児童委員や子育て経験者等、多世代が参加する地域子育て応援団をつくり、地域ぐるみで子育て支援活動を展開します。
4	特別保育事業の充実	市	延長保育や病児・病後児保育 ⁵⁵ などの充実と拡充を図ります。
5	学童保育の充実	市民団体、市	放課後子ども教室と連携を図りながら、小規模学童保育の実施および大規模学童保育の充実を図ります。

⁵⁴合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。平成17年では、本市が1.47、全国で1.26、山形県で1.45となっている。

⁵⁵病児・病後児保育：病気中や病気の回復期にあつて集団保育が困難で、保護者が就労等の理由により家庭での保育ができない場合に一時的に保育する制度。

6	障がい児に対する支援の充実	市民団体、市	はまなし学園と関係機関の連携を強化し、障がい児の早期発見、早期療育に努めるなど支援の充実を図ります。
7	企業啓発の充実	事業者、商工団体、行政	子育てに配慮した就労環境整備のため、国、関係機関、商工団体と連携し、企業に対する啓発などを行います。
8	男女の出会いの場づくりへの支援	市民団体、市	晩婚化、未婚化に対応するため、男女の交流のためのイベント等を実施する団体に対し支援します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年)	5年後 (24年)	10年後 (29年)
出生数	住民基本台帳調べ(暦年)	864人	930人	930人

◎ 減少している出生数を増加させていくことを目標数値として、子育てしやすい環境づくりを強化します。

重点施策2) いつまでも、いきいきと暮らせる健康地域づくり

施策の概要

生活習慣の改善を推進し、メタボリックシンドロームの予防対策やがん検診受診率の向上を図るとともに、生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らせる健康長寿社会を目指し、健康づくりや介護予防を進めます。また、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けていくため、地域の中での支え合いはもとより、総合的な相談や支援を行う地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉(介護)、そして地域の連携を強化します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地域ケア体制の構築	事業者、市	地域包括支援センターを中心とする地域高齢者ケア体制を構築し、住み慣れた地域での生活を支援します。
2	健全な介護保険運営	市	保険者として指導監督の強化、サービス受給の適正化を図ります。
3	がん検診の充実と受診率の向上	市民、市	疾病の早期発見、早期治療のため、検診機会の拡充、受診しやすい環境づくりを推進し、受診率を向上させ、がん死亡率を低減します。

4	メタボリックシンドロームの予防対策の推進	市民、市	生活習慣病等の疾病予防として、生活習慣改善の実践を推進し、特定健康診査・特定保健指導を実施します。
5	生きがいと健康づくりの推進	市民、市民団体、市	高齢期においても、各人の経験や技能、知識を生かしつつ、地域での交流や支え合いによって、一人ひとりが健康で生きがいのある生活ができるように、社会参加と健康づくりを推進します。
6	地域で進める健康づくりの推進	市民、市	健康でいきいきとした社会を築くため、地域で学びあい、支え合いながら健康づくりを推進します。
7	介護予防、自立支援サービスの充実	市民、市	地域支援事業、新予防給付事業の充実に向けての取り組みを強化します。また、高齢者の状態に応じた支援、指導の充実を図ります。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
がん(胃がん・大腸がん) 検診受診率	検診対象者における検診受診者の割合	胃がん 30.9% 大腸がん 36.0%	胃がん 45.0% 大腸がん 45.0%	胃がん 50.0% 大腸がん 50.0%
メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率	該当者および予備群(40歳～74歳)の減少割合 (対平成18年度比)	推計 17,000人	△10.0%	△25.0%
要介護認定率	高齢者人口における要介護認定者数の割合	16.1%	17.7%	17.7%

- ◎ がん検診受診率を高めること、メタボリックシンドロームの該当者および予備群を減少させることを目標数値として、健康づくりを推進します。
- ◎ 要介護認定率を抑制することを目標数値として、健康づくりや介護予防を進め、要支援、要介護状態となることや要介護状態の重度化を防止します。

重点施策3) 協働のまちづくり

施策の概要

地域の課題を市民自らが主体となって解決するとともに、しっかりと支え合う地域社会を実現することが求められています。地域コミュニティと行政が適切な役割分担のもと協力し合い、協働によるまちづくりを進め、魅力あふれる地域を創造します。

また、市民の自由な発想のもと、地域に根ざした活発な市民活動が行われ、住みよいまちとなるように支援するとともに、各市民団体や東北公益文科大学と一体となってまちづくりを進めます。

さらに、女性に対する固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行を解消し、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	地域コミュニティ活動の活性化	市民、市	各地域の独自性を生かし、地域活動を主体的に活発に行えるよう、地域ごとのコミュニティ振興会の組織運営に対し支援を行います。
2	地域コミュニティ施設の整備	市民、市	充実した地域コミュニティ活動を展開するため、活動の拠点となるコミュニティ施設を計画的に整備します。自治会館の整備についても支援します。
3	中山間地域、離島等の地域コミュニティ活動の充実	市民団体、市	他地域や市民活動団体（NPO法人等）と連携しながら交流を活発にし、地域コミュニティ活動を充実します。
4	市民活動支援体制の充実	市	市民活動団体が気軽に利用できる会議室や相談機能などを整備するとともに、市民活動を総合的に支援できる体制を構築し、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。
5	東北公益文科大学地域共創センターとの連携	市民、大学、市	東北公益文科大学の学術成果を地域づくりに生かしながら、市民、大学、市が一体となって、市民活動を支え、活動の拡大を図ります。
6	男女共同参画社会の実現に向けた学習機会と情報提供の充実	市民、事業者、市	男女共同参画に関する活動が大きな広がりを持つように、各団体と連携を図りながら、講演会や学習会などを開催します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
地域コミュニティ施設利用者数	利用者数実績	40万人	43万人	45万人
市民・まちづくり活動団体数（NPO法人含む）	設立団体数実績	154団体	185団体	220団体
各種審議会等委員への女性の参画率	女性委員／全委員数	25%	30%	35%

- ◎ 地域コミュニティ施設利用者数の増加を目標数値として、地域コミュニティ活動の拡大を図ります。
- ◎ まちづくりを担う団体の設立増加を目標数値として、市民活動の充実と拡大を図ります。
- ◎ 各種審議会委員への女性の参画率を拡大することを目標数値として、男女共同参画社会の進展を図ります。

個性創造プロジェクト

～ 公益の心と個性あふれる人、地域の創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

少子高齢化や核家族化、生活の多様化などから、地域での家族や世代を越えた「かかわり」が低下するなど、子どもたち、そして私たちをとりまく環境は大きく変化しています。地域づくりは人づくりを基本に、家庭や学校、地域が一体となって、「公益の心」を育み、夢あふれる未来に向かう酒田っ子を育成します。また、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションに親しみと生きがいを感じながら、学んだ成果を地域づくりに生かせる人づくりを進めます。

本市は、鳥海山、最上川、庄内平野などの雄大な自然に恵まれ、風格ある歴史と伝統文化に培われた港町であり、進取の気風に富むまちとして発展してきました。この特色ある資源を大切に継承し発展させ、人づくりと一体となって個性ある地域づくりを進めます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 未来に向かう酒田っ子の育成

施策の概要

子どもたちが夢あふれる未来に向かって、健康で心豊かにたくましく成長していく姿は、すべての市民の願いです。明日を担う酒田っ子が、広い「かかわり」の中で「公益の心」、他への思いやりの心を持ちながら、自ら学び、自ら考える「ちから」が育まれるよう家庭や学校、地域が一体となって教育内容や教育環境を充実します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	体験活動の充実	家庭、学校、地域	人や自然、社会とのかかわりの中で、自分らしく生きる力を養い、役立つことの喜びや他を思いやる「公益の心」を育みます。
2	開かれた学校づくりの推進	家庭、学校、地域	家庭や学校、地域が一体となって「公益の心」を育みながら魅力ある学習活動を推進します。
3	確かな学力の向上	家庭、学校、市	教職員の指導力向上や少人数指導などを進め、児童生徒が意欲的に学ぶ力を育みます。
4	読書活動の推進	家庭、学校	図書に親しみ、積極的に読書する習慣づくりを推進します。
5	子どもの体力向上事業の推進	家庭、学校、市	発達段階に適した運動を指導し、体力や基礎的運動能力の向上を図り健康な体をつくります。
6	特別支援教育および教育相談体制の充実	学校、市	軽度発達障がいなどをはじめ、多様化する特別支援教育を充実します。また、不登校やいじめなどに対する教育相談体制を充実し、生徒一人ひとりに応じた教育を進めます。
7	学区改編および統合再編の検討、実施	学校、地域、市	充実した学習環境を確保するため、小中学校の適正規模や適正配置を推進します。

目標数値

項目	算出方法	現 状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
公益、道徳性を養う体験学習の割合	小学校の実施校数の割合	46.6%	70%	100%
体力向上の割合	小学3年生の50m走の平均 ()内は18年度の参考数値	市平均 (男子10.41秒) (女子10.54秒)	県平均以上 (男子10.32秒) (女子10.50秒)	全国平均以上 (男子10.17秒) (女子10.45秒)
不登校児童と生徒の割合	全児童生徒に対する出現率	小0.1% 中2.5%	小0.1%未満 中2.0%	小0.1%未満 中1.3%

- ◎ 公益、道徳性を養う体験活動の実施割合を目標数値として、「公益の心」の醸成を図ります。
- ◎ 運動能力の基礎となる50m走の平均が、県、全国平均より低い状況にあり、5年後には県平均、10年後には全国平均を上回ることを目標数値として、体力の向上を図ります。
- ◎ 不登校児童、生徒の割合を少なくすることを目標数値として、相談体制の充実や他を思いやる心の醸成等を図ります。

重点施策2) 生涯学習と生涯スポーツを通じた人づくり、まちづくり

施策の概要

社会の変化が急速に進み、市民の生活意識や価値観が多様化している時代にあって、健康で心豊かに充実した人生を送るために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽に生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備します。また、学んだ内容や成果を自ら進んで地域社会に還元できる人づくりを進めます。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概 要
1	各年代期に適した学びとスポーツの推進	市民、市	乳幼児期から高齢期まで各年代ごとに目標を持ちながら、講座やスポーツの場を提供します。また、生涯全期にわたる交流や公益活動を通じた人材の育成を図ります。
2	生きがいづくり、仲間づくりへの支援の充実	市民、市	各種講座の提供、自主学習サークルの活動を支援するとともに、学習ボランティアの育成や学習成果を発表する場を提供します。
3	健康スポーツ・レクリエーションの普及	市民、体育団体、市	ウォーキングなど、楽しみながら気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康な体づくりを進めます。
4	図書館のネットワーク化によるサービスの充実	教育機関、市	市立図書館と東北公益文科大学の図書館をネットワーク化し、インターネットや携帯電話を利用した貸出しを行うなど、利便性の向上を図ります。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
生涯学習事業の満足度	アンケート調査	73%	76%	80%
図書館利用の割合	館外貸出冊数	457,000冊	555,000冊	635,000冊
	館外貸出人数	127,000人	137,000人	139,000人
運動習慣者の割合の増加	アンケート調査	男 36.2%	39%以上	42%以上
		女 33.2%	35%以上	38%以上

- ◎ 中央公民館主催事業の参加者に対する満足度アンケート調査値を目標数値として、学習意欲の高まりを図ります。
- ◎ 図書館利用者と貸出冊数を目標数値として、読書意識の高まりを図ります。
- ◎ 健康さかた21後期計画の市民アンケート調査における運動習慣者の割合を目標数値として、健康、スポーツへの意識や取り組みの高まりを図ります。

重点施策3) 歴史と文化が織りなす人づくり、まちづくり

施策の概要

本市には、各地域に長年受け継がれてきた優れた歴史、文化遺産が多くあります。その価値を見つめ直し、新たな資源を掘り起こしながら、市民共有の財産として次世代に継承し、発展させるとともに、地域の個性を高め合うまちづくりを推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	民俗芸能、伝統行事の保存、継承と活用	市民、市民団体、市	後継者を育成するなど長年地域で育まれてきた民俗芸能や伝統行事の保存活動を支援します。また、発表機会を提供し、地域振興や観光振興への活用を図ります。
2	自主的文化活動の促進と企画運営ができる人材育成	市民、芸術文化団体、市	市民等の主体的な文化活動を支援するとともに、企画運営しさまざまな分野や団体間をつなぐ人材とリーダーを育成します。
3	さかた歴史街道事業の推進	市民、市民団体、市	本市に古くから伝わる歴史、文化遺産等を掘り起こすとともに、周遊して、貴重な文化に触れてもらう施策を展開します。
4	歴史文化、自然資源の観光活用	市民団体、市	長年地域で育まれてきた歴史、文化遺産や自然景観等を保存、継承し、また、各文化施設の企画展示を充実させ、それらを広く発信することで、交流人口の拡大につなげます。

目標数値

項 目	算出方法	現 状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
民俗芸能保存団体の育成、組織化	民俗芸能保存会登録団体数	24 団体	30 団体	36 団体
市民芸術祭入場者	入場者数実績	23,500 人	24,200 人	24,900 人
文化施設の利用者数	利用者数実績	276,000 人	281,000 人	286,000 人

- ◎ 民俗芸能保存会加入団体の増加を目標数値として、保存、継承活動の活性化を図ります。
(平成18年度調べでは、82の活動団体がある。)
- ◎ 市民芸術祭入場者の増加を目標数値として、芸術文化活動の活性化を図ります。
(平成18年度は第50回記念のため、平成17年度の入場者数を使用)
- ◎ 文化施設の利用者数を目標数値として、文化意識の高まりや交流人口の増加を図ります。

まち快適プロジェクト

～ 美しく暮らしやすい安全で安心なまちの創造 ～

(プロジェクト推進の方向性)

景観の美しさや潤いを大切にした快適なまちづくり、安全で安心な居住環境と自然環境が調和したまちづくりのために、市民の積極的で主体的な活動が期待されています。

市民参加による公園都市構想や酒田らしい美しい景観づくりを推進しながら、高齢者や障がい者などすべての人が快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

災害に強いまちづくりを目指し、建物の耐震化を進める一方、市民が地域防災に力を発揮することができる社会を築きます。

地球温暖化など環境問題が深刻化する中で、限りある資源を有効活用しながら地球環境を保全していく環境共生、循環型社会の形成が必要となっています。無尽蔵な自然エネルギーの活用や省エネルギー施策を推進し、環境にやさしい循環型社会に向けて、みんなが参加し行動するまちづくりを進めます。

(プロジェクトを進めるための施策)

重点施策1) 公園都市構想の推進

施策の概要

まち全体を一つの公園として、美しくやすらぎとぬくもりにあふれた快適なまちをつくるため、緑化、美化ボランティア活動を広げ、緑豊かな空間づくりやごみや雑草のない心地よい環境づくりを行います。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	市民参加による公園づくりの推進	市民、市	地域住民自らが、地域の特色や要望等を取り入れながら計画から実施まで、「手づくり」で行う公園の整備を推進します。
2	緑化、美化ボランティア活動の推進	市民、市	道路、河川、公園の清掃や草刈りなど、市民、企業による「美化サポーター」の活動を支援します。
3	緑化の推進	市民、市	緑豊かで潤いあるまちづくりを進めるため、公共施設の緑化や生け垣支援などにより、市民の緑化意識の高揚を図ります。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
手づくり公園事業の推進	実施公園数	66公園	124公園	198公園
美化サポーターの登録人数	登録人数	7,100人	9,200人	11,000人

◎ すべての都市公園や農村公園などで、手づくり公園事業を実施することを目標数値として、市民参加による公園整備を推進します。

◎ 美化サポーター登録人数の増加を目標数値にして、地域住民が主体となった身近な環境の改善を推進します。

重点施策2) 美しい景観づくり

施策の概要

日本海や最上川、鳥海山などの自然景観に加え、山居倉庫とケヤキ並木、旧台町や旧寺町界限、松山城址周辺などの歴史、文化的景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観法に基づく計画を策定し、美しい景観づくりを基本とした総合的な景観行政を推進します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	市民への景観啓発活動の充実	市	さかた景観百選事業や景観シンポジウム、セミナーを開催し、景観に対する意識啓発を図ります。
2	景観形成重点地域の指定	市民、事業者、市	美しい街なみづくりのための地域指定を拡充し、助成制度の活用による良好な景観づくりを進めます。
3	景観づくり活動への支援	市民、事業者、市	景観づくりの市民リーダーの育成を図り、市民の自主的な組織の立ち上げを支援します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
景観形成重点地域の指定数	指定地域数	0地域	3地域	6地域

◎ 山居倉庫周辺や旧台町、旧寺町周辺など、歴史、文化的景観を生かした地域等を重点地域に指定することにより、美しい景観形成に取り組めます。

重点施策3) 災害に強い安全で安心なまちづくり

施策の概要

阪神・淡路大震災や新潟中越地震、能登半島地震、新潟中越沖地震など大規模な地震が発生し家屋の全半壊等甚大な被害をもたらしました。

本地域では、庄内平野東縁における地震や日本海東方沖地震等の発生が懸念されています。このため、建築物の耐震改修促進計画に基づき、災害時の避難施設や救護施設など公共施設の耐震化を推進するとともに、住宅についても耐震化率を高めます。また、消防機能など地域防災の強化を図りながら、地域力による自主的防災活動を高めます。

さらに、近年の局所的な集中豪雨による市街地部の道路冠水等の被害を解消するため、雨水幹線の整備を行い、安全で安心なまちづくりを進めます。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	公共施設耐震化の推進	市	災害時の避難施設、救護施設、災害対策本部となる公共施設は、優先順位を考慮しながら、耐震化を推進します。
2	住宅耐震化のための支援制度	市民、市	耐震診断・耐震補強工事費用に支援することにより、住宅の耐震化を促進します。
3	危険ブロック塀の解消	市民、市	地震時に倒壊する可能性がある危険ブロック塀を撤去することにより、通学路等の安全を確保します。
4	雨水幹線排水路の整備	市	市街地の道路冠水等の被害を解消するため、雨水幹線等の改修を行います。
5	消防団の体制強化	市	消防資機材の整備や団員の資質向上に努め、災害時に瞬時に対応できる体制の強化を図ります。
6	自主防災組織に対する協力、支援	市	地域防災体制の強化を図るため、自主防災組織の活動、防災資機材の整備に支援します。
7	自主防災リーダーの育成	市	自主防災活動の設立および強化を進めるため、防災活動を推進するリーダーを育成します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
住宅の耐震化率	耐震化率	(注)68%	80%	90%
危険ブロック塀の解消	危険個所数	100個所	50個所	0個所
自主防災組織率	組織率	79.1%	100.0%	充実強化

◎ 昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化率の向上と危険ブロック塀の解消を目標数値として、危険個所の解消と住宅の耐震化を推進します。

(注) 県内の住宅総数は372,500戸があり、現行の耐震基準が適用された昭和56年以前に建築された住宅が175,700戸あります。県調査によると、その中で耐震性があると考えられる木造住宅の推計値を30%、非木造の住宅の推計値を76%で算定し、昭和57年以降に建

築された196,800戸に合計すると256,000戸となり、耐震性を満たす割合が平成18年度68%となります。

◎ 市内全域での自主防災組織率を目標数値として、自主防災組織の体制強化を図ります。

重点施策4) みんなでつくる循環型社会

施策の概要

多様化するライフスタイルや経済活動により、環境問題はごみの増加など身近なものから、温暖化など地球規模のものにまで広がっています。豊かな自然や環境を未来に引き継いでいくため、市民一人ひとりの環境に対する自覚と責任を喚起しながら、みんなが参加し行動する、環境にやさしい循環型社会を目指します。

個別施策

番号	具体的推進策	事業主体	概要
1	環境保全活動の促進	市民、行政	市民一人ひとりが取り組む環境にやさしい行動（エコアクション）を促進します。
2	ごみ減量情報の提供および普及啓発活動の推進	市民、市	ごみ3R ⁵⁶ 運動を推進し、ごみの減量化を促進します。
3	新エネルギー（自然エネルギー、バイオマスエネルギー）の普及促進	市民、事業者、市	地球温暖化防止のため、環境にやさしい太陽光や風力などの自然エネルギー、バイオマスエネルギーの普及促進を図ります。
4	生活排水対策事業の推進	市民、市	公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水処理事業を推進し、河川の水質を改善します。

目標数値

項目	算出方法	現状 (18年度)	5年後 (24年度)	10年後 (29年度)
市民1人あたりのごみ排出量	家庭系の普通ごみ1人1日あたりの排出量	756g	674g	652g
リサイクル率	ごみ資源化量/ごみ排出量	18.6%	23.7%	25.1%
下水道等普及率	使用可能人口/人口	74.4%	90.0%	100.0%

◎ 一人ひとりのごみ排出量を目標数値として、減量するための「ごみ3R運動」を推進します。

◎ 下水道等普及率を目標数値として、水質浄化を推進します。

⁵⁶ 3R：買う量を減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源に再生して再利用する（リサイクル）のこと。

7 基本指標

(1) 人口フレーム（推計）

本計画の基礎となる人口フレームを一般的な推計方法である「コーホート変化率法⁵⁷で推計すると、計画最終年度の平成29年度には、10万人台前半まで減少すると予測されます。高齢化の進展に伴う高齢者数の増加による死亡数の増と出生数の減少傾向により、人口の減少は避けられない環境といえます。

しかし、市民や関係団体、行政が一体となって、産業振興による雇用の拡大、子どもを産み育てやすい環境整備をはじめ、各種施策に取り組むことにより人口減少をより緩やかなものとします。

人口は、出生数と死亡数の差である「自然動態」の増減と転出者数と転入者数の差である「社会動態」の増減により変動します。重点プロジェクトの目標数値に掲げたように、「自然動態」では、出生数を現状より伸ばすことで人口減少を抑えます。また、「社会動態」では、企業誘致、地場産業の振興により雇用拡大を図り、観光や農林水産業についても新規雇用を生み出すことにより社会動態の均衡を維持し、人口減少を抑えます。

平成29年度には、総人口11万人を目標とします。

(2) 財政運営の方針

<総合計画を推進するための財政運営について>

本市の財政環境は、少子高齢社会の到来、地域格差の拡大による税収の伸び悩み、三位一体改革⁵⁸による地方交付税⁵⁹、補助金の縮減等により、一段と厳しさを増しています。これまでの健全運営により実質公債費比率⁶⁰等各種財政指標は特に厳しい状況に至っていませんが、合併後11年目以降は、歳入の根幹である地方交付税の漸減も控えており、常に財政状況を注視し、持続可能な安定した行財政運営を行っていく必要があります。今後も、さらに健全な財政運営を進め、本計画に掲げた施策を着実に実施していくためには、合併効果をこれまで以上に追求し、行財政集中改革プランの実行と事務事業評価等での事業見直しを徹底し、効率的、効果的な財政運営を行ってまいります。

期間中は行政サービスの水準を維持しつつ、以下の項目を骨子として本計画に位置づけられた各種施策を着実に実施していく一方、選択と集中により将来的にも安定した財政運営に留意していきます。

① 投資事業について

期間中10年間の投資事業額は、合併の新市建設計画策定時に設定した単年度38億円の10年間とし380億円を目標とします。合併特例債⁶¹の活用や国、県の補助負担金等特定財源の確保を図りながら事業を推進します。

② ソフト事業について

⁵⁷ コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
(本計画は、平成14年から18年の住民基本台帳人口より推計した)

⁵⁸ 三位一体改革：国と地方自治体との間における行財政改革のことで(1)国庫補助負担金の廃止や縮減、(2)税財源の移譲、(3)地方交付税の総額抑制を一体的に実施するもの。

⁵⁹ 地方交付税：地方公共団体の財源の偏在を調整するために、国が必要な財源を確保し、地方行政の計画的な運営を保障するために交付するもの。

⁶⁰ 実質公債費比率：地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上は、起債の発行に許可が必要。25%以上は、一部の起債が制限される。

⁶¹ 合併特例債：合併した市町村が、合併後10年間を目途として返済金の多くを交付税で措置される有利な借り入れ制度。

ソフト事業の新規実施、拡充については、既存事業をや見直し、合併効果によるスケールメリットの更なる追求、市民との協働、民間活力の導入による財政のスリム化等により財源確保を図っていきます。

③ 歳入確保について

企業誘致施策をはじめ、さまざまな雇用対策を積極的に推進し、自主財源の根幹である税収の確保に努めます。また、地方交付税、起債等の合併支援措置を有効に活用していきます。

④ 期間中の財政指標について

○実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率⁶²については、各設定基準値以下に維持していきます。

○普通会計の市債残高については類似団体⁶³規模以下に縮減していきます。

⁶² 財政健全化判断比率：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が規定する、地方公共団体の財政健全化を判断する財政指標のこと。地方公共団体はこれらを公表し、比率が基準値を超えた場合には、財政計画を策定することが義務づけられた。

⁶³ 類似団体：総務省が毎年度策定する「類似団体別市町村財政指数表」で設定された類型に基づき、人口及び産業構造によって分類されるもの。

8 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

土地は市民共通の限りある資源であり、その利用にあたっては、公共の福祉を優先に、自然環境の保全や都市環境の調和に配慮します。また、歴史的、文化的特性を考慮した施策の展開により、総合的かつ計画的な利用を図り、それぞれの土地利用が全体的に調和のとれたものとします。

特に、市民が快適で暮らしやすい環境を整備していくためには、生産地域と居住地域のバランスに配慮した土地利用を図っていく必要があります。また、他の地域との交流や地域特性を踏まえた連携をより積極的に進め、その特性に応じたゾーニングを図りながら本市の発展を次のように推進します。

- ①調和のとれた都市形成のため、適切な土地利用を図ります。
- ②無秩序な開発を防止します。
- ③次の事項を基本として、土地の適切かつ有効な利用を促進します。
 - ・都市機能の拡散防止と中心市街地の活性化
 - ・低未利用地や長期遊休地の活用
 - ・酒田らしい美しい景観⁶⁴の形成
 - ・社会活動が衰退しつつある地域の活性化
 - ・森林の荒廃防止と多面的機能の活用
 - ・環境と共生する土地利用の実現

具体的な土地利用に際しては、まちづくりへの配慮⁶⁵に加え、開発型の土地利用から管理保全型の土地利用への転換⁶⁶と、土地を資産として所有するのではなく適切に利用するものとした、所有から利用という考え方を基本に、次世代に引き継ぐ持続可能な土地政策⁶⁷を展開していく必要があります。

さらに、本市の総合的な土地利用計画や自立的な都市の形成を目指した土地利用マスタープラン（基本計画）を策定し、市民の福祉を優先した生活環境の確保と、ゆとりと潤いのある安全で美しいまちづくりを推進します。

(2) 土地利用の基本的配置

市街地、田園共生、自然環境保全ゾーンからなる地域の空間構造を基本とする土地利用の配置に基づき、各ゾーンの魅力と活力を高める土地利用や相互の関係づくり、更には美しい都市景観の創造などを推進します。

① 市街地ゾーン

各種エリアを抱合する市街地ゾーンは、すべての産業との連携を図りながら暮らしやすいまちづくりを推進し、良好な都市生活環境を整備します。

(ア) コアエリア

中心市街地として商業、医療と福祉、市役所を含めた行政の中心的な機能の集積を進め、快適で魅力的な都市空間を創造します。

(イ) 産業振興エリア

リサイクルポートに指定されている臨海工業団地は、環境関連企業の誘致を進めます。また、京

⁶⁴酒田らしい美しい景観：クロマツ林が連なる砂丘や屋敷林が点在する伸びやかで開放的な田園景観など、豊かな自然と歴史、文化を守り育て創る酒田らしい景観。

⁶⁵まちづくりへの配慮：居住環境や生産環境などを計画的かつ機能的に整備することにより、安全と安心を実感できるようにすること。

⁶⁶開発型の土地利用から管理保全型の土地利用への転換：都市の機能を集約し、都市生活の魅力と生活の質を守り高めるために、コンパクトシティの考え方に基づいた土地利用へ転換すること。

⁶⁷持続可能な土地政策：自然が残された土地の開発抑制、低未利用地を活用した自然環境の再生、集約型都市構造への転換など、量的調整や質的向上を総合的に展開する土地利用政策。

田西工業団地など工業振興地域としての整備を進めることにより、企業誘致を推進し、雇用の創出を図ります。

(ウ) 観光交流エリア

市街地内に点在する歴史的資源、観光施設等の連携強化を図りながら、積極的なPRを行うことにより誘客の拡大を進め観光振興を推進します。

(エ) 文教拠点エリア

東北公益文科大学を核とした飯森山地域を拠点とし、各地域の生涯学習施設等とネットワーク化を図りながら学術と生涯学習の振興を図ります。

② 田園共生ゾーン

生産性の高い営農基盤を充実させ農業の振興を図るとともに、観光振興による交流人口の拡大を進めます。また、集落等の居住地域については、定住策を推進しつつ、潤いのある環境づくりを進めます。

(ア) 地域まちづくりエリア

総合支所を抱合する地域まちづくりエリアは、公共施設の有効活用を図り、市民の利便性、安全性の向上を図り、地域づくり活動を推進します。

(イ) 観光交流エリア

グリーン・ツーリズムによる農業体験型観光を推進するとともに、産地直売施設の顧客拡大を図ります。

③ 自然環境保全ゾーン

貴重な自然資源を有し鳥海国定公園に指定されている鳥海山、飛島地区および出羽丘陵地域は、積極的な自然環境保全に努めるとともに、自然体験型の観光振興に取り組みます。また、周辺の中山間地域内集落は、定住環境の向上に努めます。

(ア) 里山交流エリア

中山間地域である里山交流エリアは、自然環境の維持と保全に努めるとともに、地域の特色を生かした交流を促進しながら、農地の保全と活用や森林の保全再生に取り組みます。

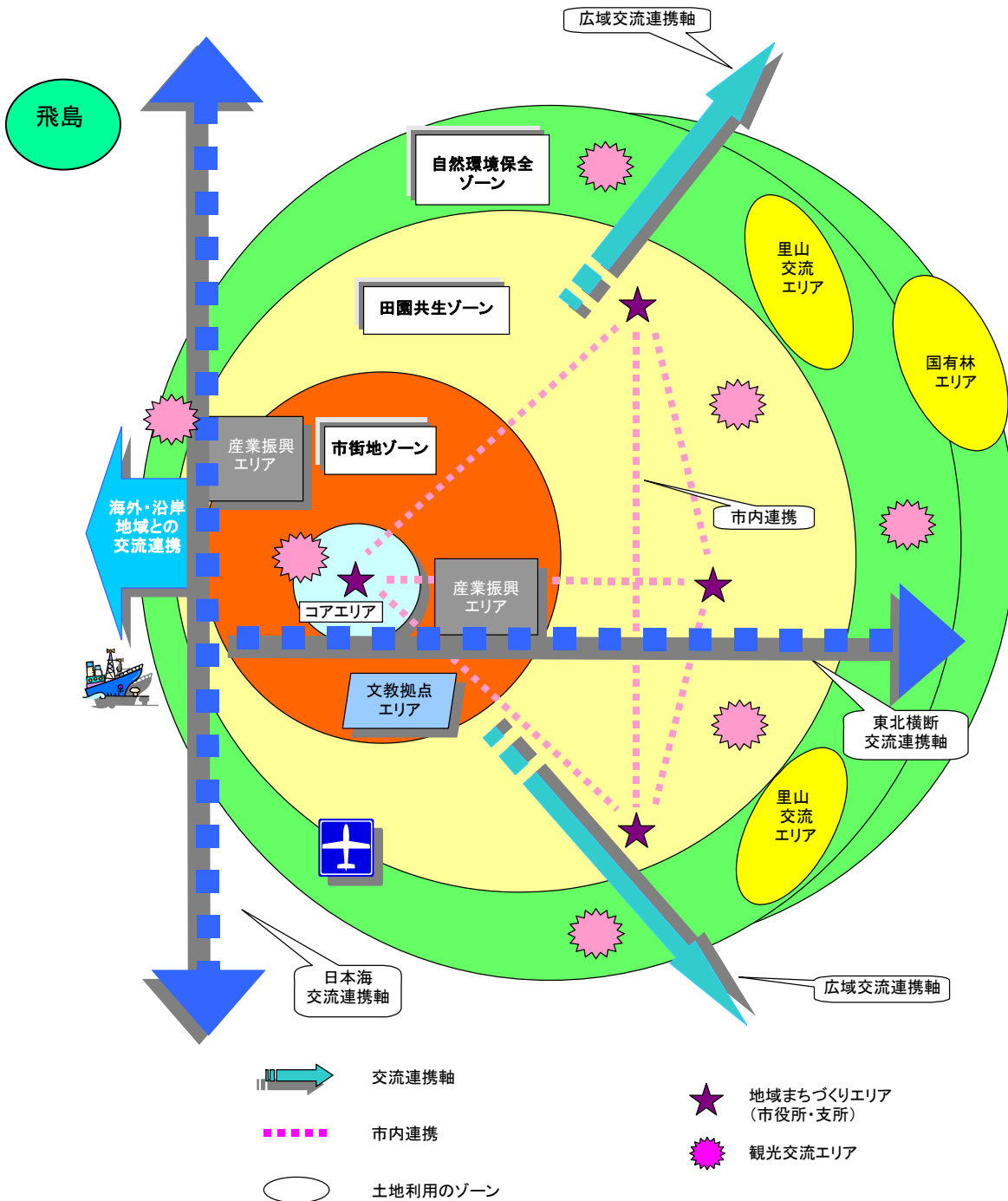
(イ) 観光交流エリア

県内唯一の離島である飛島や、鳥海高原家族旅行村、眺海の森、悠々の杜等の地域については、自然環境の保全を図りつつ、気軽に自然とふれあえる体験学習やアウトドア型レクリエーション活動を振興します。

(ウ) 国有林エリア

奥山の森林は、自然環境問題に対する関心の高まりや、国土保全、水資源かん養、自然環境の保全などの公益的機能を総合的に発揮できるように、その適正な維持管理を図ります。

土地利用の基本的配置



(3) 土地利用区分別の基本方向

土地利用区分別の基本方向は、地域環境の保全に十分に配慮しながら、地域の特徴を生かし、周辺地域との関連性も考慮した適正な土地利用を図ります。

① 農用地

農業は、本市の重要な基幹産業の一つであり、景観や環境の面からも積極的かつ計画的に農用地の保全活用を図る必要があります。良質米、メロンやイチゴ、園芸作物などの主産地としての地位を確保するため、農業生産の維持、拡大を図り、効率的な農業経営基盤づくりと、優良農地の保全

を進めます。

② 森 林

森林は、木材生産などの経済的な機能を保つだけでなく、土砂流出の防備、水源のかん養、砂丘地における飛砂や潮風害からの防備などの公益的機能に加え、自然環境や景観の保全、更にはレクリエーション利用の場など多様な機能を有しており、市民生活にとって重要な役割を担っています。森林の多面的な機能が発揮できるように計画的な保全と活用を進めます。

③ 水面・河川・水路

水面（ため池）は、農業用水に利用されているだけでなく、洪水調節機能など防災上でも重要な役割を果たしていることから、適正な管理保全に努めます。

河川は、改修整備や治水対策を推進し、市民生活の安全を確保するとともに、自然環境の保全に配慮しながら、レクリエーションや健康増進のための親水空間として整備を推進します。

水路（農業用）は、農用地の生産性を高めるため、利用の形態や周辺環境に即した整備を行います。

④ 道 路

生活用道路はもとより高速道路や幹線道路は、生活の利便性の向上や生産基盤の拡充、地域間の交流と連携を促進するものであり、街なみと調和させ、周辺景観への配慮に努めながら、ネットワークの強化に向けて計画的な整備を行います。

また、農道や林道は、生産性の向上と農用地や森林の適正な管理を行うために整備を行います。

⑤ 宅 地

宅地は、美しく暮らしやすい快適な居住環境づくりを図るとともに、低未利用地や長期遊休地の活用により土地の有効利用を図りながら、良質な宅地整備の誘導を行います。

⑥ 工業用地

工業用地は、雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、企業誘致を積極的に推進し、高速道路や空港、港湾の整備に加え、自然や生活環境に十分配慮した整備に努めます。

⑦ 公共公用施設用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設などの公共公用施設用地は、市民生活の向上と多様化するニーズを踏まえ、環境保全に留意しながら必要な用地の確保に努めます。また、公共公用施設の整備にあたっては、防災機能に配慮するとともに、公共施設の整理統合を図り、土地の有効利用を進めます。

⑧ 市街地

市街地は、中心市街地の商業の活性化や市街地全体の良好な居住環境を形成するため、低未利用地の有効活用や必要に応じて土地の高度利用を図ります。また、緑地や水辺空間の確保により、身近な自然と良好な景観を保全、形成を図り、高齢者や障がい者に配慮した快適な生活環境の整備に努めます。

⑨ 海岸および沿岸海域

海岸および沿岸海域は、酒田港の公有水面の埋め立てが将来的に計画されています。港湾機能はもとより、漁業、海上交通、親水空間の場として市民生活に密接にかかわることから、沿岸域の景観および多様な生態系等の自然環境の保全に配慮しながら整備を進めます。

計画推進のために

Ⅲ 計画推進のために

(1) 市民と共に

地域社会が抱える今日的課題は、それぞれが置かれた立場や状況、価値観などにより多種多様となっています。こうした多様なニーズに的確に対応し、効果的で効率的なサービスを提供するためには、市民と行政が協働しまちづくりを進めていく必要があります。

協働のまちづくりの基本となる市民と行政の情報共有のために、広報やホームページなどを通じて情報を提供し、市民への情報公開を積極的に実施します。

さらに、さまざまな機会を通して市民意見を施策に反映することはもちろん、市民参画による計画策定や事業の実施、そして事業の評価などを推進します。

市民一人ひとりが地域社会に一層関心を持ち、主体的にまちづくりに参加することで、この総合計画を大きく推進することができます。

(2) 計画の確実な実行

計画の策定・実行は、目標（計画）づくり（P l a n）から始まって、行動（D o）→確認（C h e c k）→改善（A c t i o n）のサイクルを常に繰り返しながら進めていく必要があります。

本計画は、達成および進捗状況を外部の評価を受けながら毎年度確認し、その内容を常に公表します。また、毎年予算化される各事業は、その選択や実施方法が適切であるか、最小の経費で最大の効果が得られているかを評価し、その結果を公表します。

また、各個別計画については、本総合計画の定める方向性に従い、具体的な実施内容を記載するものとし、本計画と連動して、評価と検証を行います。

なお、基本計画部分は、社会情勢の変化、各年度の取り組みと検証結果を踏まえ、5年後を目途に見直しを行います。